琉球を経由して江戸へ渡った中国書蹟

城間圭太

はじめに

江戸時代中期から後期にかけて、扁額や条幅、法帖といったさまざまな中国書蹟が長崎を経由して国内に流通し、それまで和様を中心に展開していた日本における書のあり方に大きく影響を与えた。その背景には、儒学の隆盛や黄檗僧の相次ぐ来朝、または清の商人たちによって長崎へ中国書蹟が持ち込まれ、当時の国内の書人達の需要に応じて将来したことがあったとされている[1]。大庭脩氏は、「海を渡った中国の『書』――江戸時代に舶載された法帖類――」[2]において『商舶載来書目』などの目録の内容から、一六〇〇年代末葉から一八〇〇年代初頭にかけて多くの法帖が清の商人たちによって将来されていたことを明らかにしている。これらの法帖は、市河米庵や貫名海屋といった当時の江戸を代表する蒐集家や書家によって所蔵され、学書に用いられることで、当時の唐様の隆盛に大きく寄与した[3]。また、法帖を用いた学書にとどまらず、これら法帖と共に流通した中国書蹟が米庵、頼山陽、田能村竹田、篠崎小竹、椿椿山、浅野梅堂といった当時の文人たちによって所蔵されていた[4]。これらの文人たちは、交友関係にある人物同士で書画の名品を持ち寄って集い、互いに鑑賞し合うことで、書の鑑識力や審美眼を養成していた[5]。

このように、江戸中期以降の長崎における、貿易を主としたルートによる書蹟の将来が、唐様書の流行と相互に関連し合いながら、当時の日本における書のありようを大きく変化させていた事は、近世の日本

書道史を理解する上で看過できない事実であろう。

一方で、同時期、琉球には冊封関係にあった明、清から多くの使節がたびたび訪れ、琉球国内の名所でその地にちなんだ漢詩を創作して揮毫したり、書蹟を琉球の国王をはじめとする人々に寄贈するといったことが盛んに行われていた[6]。また、書名の高い人物による書蹟や、法帖、筆墨硯紙の類が冊封使や明清を訪れた琉球の官人たちによって琉球へ将来されていた。これらの書蹟は琉球において珍重され、鑑賞されたのみならず、さらに琉球から薩摩へ、そして薩摩から江戸へ渡ったものも少なからず存在していたようである。大庭氏は『江戸時代における唐船持渡書の研究』[7]において、長崎を通して多くの書籍が輸入されたことを指摘したうえで、「ただ、薩摩藩が琉球貿易を幕府から公認されており、これが半ば公然たる密輸ルートになっていたが、このルートから多少の書籍が入ってきていたと推定できる。」と述べ、琉球から薩摩を経由して書籍が輸入されていた可能性を示唆している。これは、「書籍」にとどまらず、その他の中国文物、そして「書蹟」についても当てはまることだと考えて良いだろう。

近年、真栄平房昭氏や高津孝氏らの研究[8]によって、明、清と琉球の冊封関係を通して中国書蹟が琉球、薩摩へ将来される経緯や、その歴史的な背景について論じられてきた。

一方で、当時琉球や薩摩へどのような書蹟が渡っていたのか、その作品名や作者名を概観できる調査・研究は、昭和五十七年（一九八二）の沖縄県教育委員会によるもの[9]以外には管見の限り確認できない。平成二十七年（二〇一五）の時点で、沖縄県教育委員会による調査から既に三十年以上が経過し、その間に個人の所蔵者による博物館や資料館への寄贈などといった所蔵先の変更が多くあったにも拘わらず、新たに補塡する形で行われた調査は見当たらない。また、この調査は、沖縄や鹿児島に現存する書蹟を対象に行ったものであるため、第二次世界大戦で焼失したり、その他の理由で散逸してしまった書蹟について、文献上からそれらの存在を明らかにするような調査はなされていない。さらに、琉球、薩摩を経由して江戸へ渡った中国書蹟の実相については調査の対象としていない。そのため、当時、多くの書蹟が将来されていたにも関わらず、明や清から琉球、薩摩、江戸へと存在していた書文化の伝播が可視化されるに至っていない。

本研究の目的は、冊封関係を通して琉球、薩摩、江戸へもたらされた中国書蹟について一覧を作成し、具体的な作品名を明確に提示することで、これらの書蹟や、書蹟が流通したルートの存在を書道史上に位置づけることである。

そこで、本研究の方法として、第一に、沖縄、鹿児島、東京に現存する書蹟について、目録調査及びフィールドワークを通して明らかにし、一覧を作成した上で、その内容について検討する。

第二に、当時琉球、薩摩、江戸へ中国書蹟が渡っていたことを示す文献資料の記述を抽出し、検討した上でそれらの書蹟についての一覧を作成し、現存する書蹟以外にも、実際には多くの書蹟がもたらされていたことを概観できるようにしていく。

以下、右記二点の方法によって、論じていきたい。

第一章　琉球を訪れた使節が揮毫した書蹟

本章においては、琉球を訪れた冊封使節によって揮毫された書蹟の実相を明らかにする。第一節では、琉球を訪れた使節による書蹟の一覧を提示し、それらの書蹟がいかなるものであったのか、およびそれらが琉球にもたらされる歴史的背景を明らかにしていく。さらに、琉球を訪れた使節のうち、書人として著名な人物として、第二節で王文治、第三節では何紹基について、それぞれ現存する書蹟を紹介しながら論じていく。

第一節　琉球を訪れた使節が揮毫した書蹟とその背景

本節では、沖縄に現存する、冊封使節が遺した中国書蹟を明らかにすべく、まず、沖縄県立博物館・美術館、一般財団法人沖縄美ら島財団首里城公園、沖縄県立図書館の三館に所蔵される中国書蹟を紹介し検討していくこととする。琉球時代にもたらされた中国書蹟は、それぞれの旧家から受け継がれ、現在も個人で所蔵されているものも多い。また、各地域の公民館や名所等において所蔵、展示されているものも多

【表１】沖縄に現存する、琉球を訪れた使節が揮毫した書蹟

	作者	作品名	形式	成立年	規格(㎝)	所蔵先	本稿における図版
1	林麟焻	林麟焻書扁額「凌雲」	扁額	康熙22年(1683)	32.5×130	沖縄県立博物館・美術館	
2	林麟焻	林麟焻書「七言絶句」	掛軸	康熙22年(1683)	111.8×37.8	沖縄県立博物館・美術館	
3	汪楫	汪楫書軸物「七言絶句」	掛軸	康熙22年(1683)	136.7×39.3	沖縄県立博物館・美術館	
4	汪楫	扁額「護国寺」	扁額	康熙22年(1683)	36×97	沖縄県立博物館・美術館	
5	汪楫	汪楫書巻子	巻子	康熙22年(1683)	31.5×297.0	沖縄県立博物館・美術館	
6	徐葆光	徐葆光書軸物	掛軸	康熙58年(1719)	109.2×23.8	沖縄県立博物館・美術館	
7	徐葆光	徐葆光書軸(隷書)	掛軸	康熙58年(1719)	139.5×73	沖縄県立博物館・美術館	
8	徐葆光	徐葆光書軸物「七言絶句」	掛軸	康熙58年(1719)	132.1×55.6	沖縄県立博物館・美術館	
9	徐葆光	徐葆光書「七言律詩」	掛軸	康熙58年(1719)	182.5×97.7	沖縄県立博物館・美術館	
10	徐葆光	徐葆光書「七言絶句」	掛軸	康熙58年(1719)	記載無し	沖縄県立博物館・美術館	
11	徐葆光	聯「祥発芝蘭集風毛」	聯	康熙58年(1719)	116.5×195	沖縄県立博物館・美術館	
12	徐葆光	聯「小詩試擬」「大艸困臨」	聯	康熙58年(1719)	110.5×17	沖縄県立博物館・美術館	
13	徐葆光	聯「統全海之洪汲府順」	聯	康熙58年(1719)	160×22	沖縄県立博物館・美術館	
14	徐葆光	中山第一	拓本	康熙58年(1719)	174×82.5	沖縄県立博物館・美術館	
15	周煌	周煌書聯	聯	乾隆21年(1756)	127.5×18.3	沖縄県立博物館・美術館	
16	周煌	周煌書扁額「在厳国士」	扁額	乾隆21年(1756)	62×182	沖縄県立博物館・美術館	
17	周煌	周煌書「福」	掛軸	乾隆21年(1756)	102.5×46.5	沖縄県立博物館・美術館	
18	周煌	周煌書軸物「壺中天地七言絶句」	掛軸	乾隆21年(1756)	98.7×44.7	沖縄県立博物館・美術館	
19	周煌	周煌書軸物「五言律詩」	掛軸	乾隆21年(1756)	112.3×41	沖縄県立博物館・美術館	
20	周煌	初日芙蓉謝康楽 微雲河学吾襄陽	拓本	乾隆21年(1756)	132.2×41	沖縄県立博物館・美術館	
21	周煌	奉使琉球記	拓本	乾隆21年(1756)	34×53.9	沖縄県立博物館・美術館	
22	周煌	雲没群山尽	掛軸	乾隆21年(1756)	80×39	沖縄県立博物館・美術館	
23	全魁	全魁書	掛軸	乾隆21年(1756)	114.4×49.6	沖縄県立博物館・美術館	
24	全魁	全魁書「五言絶句」	掛軸	乾隆21年(1756)	記載無し	沖縄県立博物館・美術館	
25	全魁	全魁書	掛軸	乾隆21年(1756)	123.6×54.2	一般財団法人美ら島財団	
26	全魁	全魁書「題円覚寺」	拓本	乾隆21年(1756)	137.5×39	沖縄県立博物館・美術館	
27	王文治	王文治書軸物	掛軸	乾隆21年(1756)	104.6×46.7	沖縄県立博物館・美術館	図２
28	王文治	王文治書扁額「善淵堂」	扁額	乾隆21年(1756)	50.5×118.5	沖縄県立博物館・美術館	図１
29	王文治	王文治書軸物	掛軸	乾隆21年(1756)	記載無し	沖縄県立博物館・美術館	図３
30	王文治	王文治書	掛軸	乾隆21年(1756)	92.6×49.0	一般財団法人美ら島財団	図４
31	王文治	王文治書	掛軸	乾隆21年(1756)	93.1×39.4	一般財団法人美ら島財団	図５・６・７
32	趙文楷	趙文楷外四名書扇面	扇面	嘉慶5年(1800)	53×16.8	沖縄県立博物館・美術館	
33	趙文楷	趙文楷書聯	聯	嘉慶5年(1800)	126.3×21.5	沖縄県立博物館・美術館	
34	趙文楷	趙文楷書「五言絶句」	掛軸	嘉慶5年(1800)	94.8×38.6	沖縄県立博物館・美術館	
35	趙文楷	趙文楷書	掛軸	嘉慶5年(1800)	22.2×18.3	沖縄県立博物館・美術館	
36	趙文楷	育徳泉碑	拓本	嘉慶5年(1800)	68×55	沖縄県立図書館	
37	趙文楷	龍樋石額(暘谷霊源)	拓本	嘉慶5年(1800)	56×170	沖縄県立図書館	
38	寄塵	寄塵書軸物	掛軸	嘉慶5年(1800)	126×26	沖縄県立博物館・美術館	
39	寄塵	寄塵書軸物	掛軸	嘉慶5年(1800)	162×28.5	沖縄県立博物館・美術館	
40	寄塵	聯「臨官第一存清道」	聯	嘉慶5年(1800)	148×16.5	沖縄県立博物館・美術館	
41	寄塵	聯「漫研竹露臨新帖」	聯	嘉慶5年(1800)	137×16.5	沖縄県立博物館・美術館	
42	李鼎元	李鼎元書聯	聯	嘉慶5年(1800)	168×14.3	沖縄県立博物館・美術館	
43	李鼎元	李鼎元書「七言絶句」	掛軸	嘉慶5年(1800)	117.5×48.0	沖縄県立博物館・美術館	
44	李鼎元	紙本墨書　李鼎元の書	掛軸	嘉慶5年(1800)	124.8×52.0	沖縄県立博物館・美術館	

45	高人鑑	高人鑑書扇面(軸)	掛軸	道光18年(1838)	120×58	沖縄県立博物館・美術館	
46	高人鑑	飛泉漱玉	石碑	道光18年(1838)	H69.5，101	沖縄県立博物館・美術館	
47	林鴻年	林鴻年書軸物	掛軸	道光18年(1838)	124.5×30.5	沖縄県立博物館・美術館	
48	林鴻年	林鴻年書扁額「海山一覧」	扁額	道光18年(1838)	44.5×136	沖縄県立博物館・美術館	
49	林鴻年	林鴻年書聯	扁額	道光18年(1838)	128.5×25.2	沖縄県立博物館・美術館	
50	林鴻年	林鴻年書軸物「七言律詩」	掛軸	道光18年(1838)	123×58.5	沖縄県立博物館・美術館	
51	林鴻年	林鴻年書「扁額」	扁額	道光18年(1838)	62.6×147.4	沖縄県立博物館・美術館	
52	林鴻年	紙本墨書　林鴻年の書	掛軸	道光18年(1838)	35.3×498.8	沖縄県立博物館・美術館	
53	林鴻年	林鴻年書軸物	掛軸	道光18年(1838)	163.2×72.5	沖縄県立博物館・美術館	
54	林鴻年	林鴻年扁額「静観自得」	扁額	道光18年(1838)	61.2×147	沖縄県立博物館・美術館	
55	林鴻年	甘醴延齢碑	拓本	道光18年(1838)	115×38	沖縄県立図書館	
56	林鴻年	龍樋之碑(源遠流長)	拓本	道光18年(1838)	200×68	沖縄県立図書館	
57	林鴻年	林鴻年尺牘	帖	道光18年(1838)	28	沖縄県立図書館	
58	林鴻年	聯「詒厥孫謀既明月哲」	聯	道光18年(1838)	146.3×21	沖縄県立博物館・美術館	
59	林鴻年	源遠流長	拓本	道光18年(1838)	133×44	沖縄県立博物館・美術館	
60	何紹基	冊封琉球賦	拓本	道光18年(1838)	30×16	沖縄県立図書館	図8・9
61	斎鯤	斎鯤楷書	掛軸	嘉慶13年(1808)	128.5×61.1	沖縄県立博物館・美術館	
62	斎鯤	龍樋之碑(活溶溶地)	拓本	嘉慶13年(1808)	202×64	沖縄県立図書館	
63	趙新	趙新書軸物	掛軸	同治5年(1866)	129.5×28.8	沖縄県立博物館・美術館	
64	趙新・于光甲	龍樋之碑(霊脈流芬)	拓本	同治5年(1866)	240×76	沖縄県立図書館	
65	趙新・于光甲	霊脈流芬	石碑	同治5年(1866)	H 94，63	沖縄県立博物館・美術館	
66	趙新・于光甲	霊脈流芬	拓本	同治5年(1866)	206×61.5	沖縄県立博物館・美術館	

『改訂　沖縄県立博物館　収蔵品目録　上巻（1947～1980年度）』（沖縄県立博物館　2002年）、『改訂　沖縄県立博物館　収蔵品目録　下巻（1981～2000年度）』（沖縄県立博物館　2002年）、『収蔵品目録1992－2006』（海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター編　2006年）、「沖縄県立図書館　貴重資料デジタル書庫」の内容をもとに作成した。
それぞれの書蹟の成立年については、各使節の来琉年とした。

くある。本来はそのような書蹟についても網羅した上で論及すべきであるが、今回の研究において漏れなく触れるのは不可能であると判断し、それらについては、稿をあらためて補いたいと考えている。そのため今回は、書蹟を多く所蔵しており、特に著名な人物の書蹟を所蔵している上記三館を対象とする事とした。

【表1】は、沖縄の三館に現存する、琉球を訪れた冊封使節が揮毫した書蹟の一覧である。これによると、古くは康熙二十二年（一六八三）から同治五年（一八六六）に至るまで、琉球を訪れた使節たちによって揮毫された六十六点の書蹟が現存している。その内訳は、掛軸三十一点、扁額八点、聯九点、拓本十三点、石碑二点、巻子一点、扇面一点、帖一点である。作者として十五名の使節の名を確認でき、その中には王文治や何紹基の名もみえる。

ここで、これらの書蹟がもたらされる背景にあった、当時の中国と琉球が結んでいた「冊封」という社会システムについて確認していきたい。冊封とは、中国皇帝が朝貢国に使者を派遣してその朝貢国の君主を王として認証する仕組みをいう。[10] 冊封は周代に始まるが、琉球との関係は明代の一三七二年に始まり、明に十五回、清に八回の計二十三回、冊封使が派遣された。中国の琉球に対する冊封は、皇帝によって任命された冊封使たちが琉球へ赴き行われた。冊封使たちは、琉球に滞在した四ヶ月から八ヶ月の間に冊封の儀式を行い、その後琉球国王から七宴

【表２】文献の記述から、冊封使節によって琉球で揮毫されたことが確認できる中国書蹟

	引用文献	揮毫した使節	書蹟	形式	成立年
1	汪楫『使琉球雑録』、李鼎元『使琉球記』、周煌『琉球国志略』、徐葆光『中山伝信録』	夏子陽	天沢門	扁額	万暦32年(1606)
2	周煌『琉球国志略』	夏子陽・王士禎	霊応普済神祠	扁額	万暦32年(1606)
3	徐葆光『中山伝信録』	杜三策	毎懐靡及	扁額	崇禎6年(1633)
4	徐葆光『中山伝信録』、周煌『琉球国志略』	杜三策・揚掄	慈航普度	扁額	崇禎6年(1633)
5	周煌『琉球国志略』	杜三策・揚掄	徳配元穹	扁額	崇禎6年(1633)
6	張学礼『使琉球記』	杜三策	梅花詩百首	不明	崇禎6年(1633)
7	徐葆光『中山伝信録』、周煌『琉球国志略』	謝必振	普済群生	扁額	順治9年(1652)
8	周煌『琉球国志略』	謝必振	普済万霊	扁額	順治9年(1652)
9	徐葆光『中山伝信録』	王垓	駐節	扁額	康熙2年(1663)
10	徐葆光『中山伝信録』、張学礼『使琉球記』	張学礼	河山帯礪	扁額	康熙2年(1663)
11	周煌『琉球国志略』、張学礼『使琉球記』	張学礼	中外慈母	扁額	康熙2年(1663)
12	張学礼『使琉球記』	張学礼	東南屏藩	扁額	康熙2年(1663)
13	張学礼『使琉球記』	張学礼	蒼生司命	扁額	康熙2年(1663)
14	徐葆光『中山伝信録』、周煌『琉球国志略』	張学礼、王垓	天威遠布	扁額	康熙2年(1663)
15	周煌『琉球国志略』	張学礼・王垓	生而神霊	扁額	康熙2年(1663)
16	汪楫『使琉球雑録』、徐葆光『中山伝信録』、周煌『琉球国志略』、李鼎元『使琉球記』	汪楫	敷命堂	扁額	康熙22年(1683)
17	汪楫『使琉球雑録』、周煌『琉球国志略』	汪楫	帝徳著懐柔　正朔万年頒上国 臣心守忠信　南風三日到中山	対聯	康熙22年(1683)
18	汪楫『使琉球雑録』、徐葆光『中山伝信録』	汪楫	長風閣	扁額	康熙22年(1683)
19	汪楫『使琉球雑録』、徐葆光『中山伝信録』	汪楫	停雲楼	扁額	康熙22年(1683)
20	徐葆光『中山伝信録』	汪楫	永観厥成	扁額	康熙22年(1683)
21	張学礼『使琉球記』	汪楫	聴濤	扁額	康熙22年(1683)
22	周煌『琉球国志略』、李鼎元『使琉球記』	海宝、徐葆光	皇綸三錫	扁額	康熙58年(1719)
23	徐葆光『中山伝信録』	徐葆光	世篤忠貞	扁額	康熙58年(1719)
24	周煌『琉球国志略』	徐葆光	順済霊慈之宮	扁額	康熙58年(1719)
25	周煌『琉球国志略』	全魁	露灑扶桑	扁額	乾隆21年(1756)
26	李鼎元『使琉球記』	李鼎元	漱石山房	扁額	嘉慶5年(1800)
27	李鼎元『使琉球記』	李鼎元	明月松間　清泉石上 落花水面　好鳥枝頭	対聯	嘉慶5年(1800)

冊封使録の記述をもとに作成した。成立年については、各使節の来琉年とした。

と呼ばれる公式な行事に招待され、参加した後に帰国した。

琉球を訪れた冊封使は、帰国した後、琉球での経験や見聞を『冊封使録』として記録し、刊行した[11]。冊封の実際や当時の琉球の気候や風土、文化、習慣といったことについてまで窺い知ることができるため、この書籍は北京で大変な人気を博したという。冊封使たちの琉球における書の揮毫や贈与、または琉球における中国書蹟の需要といった書文化のありようについても、この『冊封使録』から窺い知ることができる。

ここでは、『冊封使録』より、琉球における冊封使節の揮毫に関する記述を抽出する。それが【資料1】である。さらに、【資料1】の内容から確認できる、冊封使節が琉球へもたらした書蹟の一覧が【表2】である。

【資料1】『冊封使録』にみられる、冊封使節が琉球にもたらした書蹟に関する記述

（1）張学礼『使琉球記』（康熙三年・一六六四）

①過此則天使館。向來册封員役、俱駐於内館中。（中略）今、館雖頽、後樓上、尚有故明使臣杜三策題梅花詩百首。於壁間餘吟咏甚多。外有匾額字畫、皆故明歴代名公之遺跡也。〈説鈴〉

（此を過ぐれば則ち天使館あり。向来冊封員役、倶に内館の中に駐す。（中略）今、館頽ると雖も、後楼の上には、尚ほ故明使臣 杜三策の題せし梅花詩百首有り。壁間に余吟咏甚だ多し。外匾額字画有るが、皆故明歴代名公の遺跡なり。）

②瀕行、王、請留匾額。正殿「東南屏藩」、家廟「河山帶礪」、三清殿「蒼生司命」、天妃廟「中外慈母」。王公亦有贈匾。〈説鈴〉

（行に瀕し、王、匾額を留めんことを請ふ。正殿に「東南屏藩」、家廟に「河山帶礪」、三清殿に「蒼生司命」、天妃廟に「中外慈母」。王公も亦た匾を贈ること有り。）

（2）汪楫『使琉球雑録』（康熙二十三年・一六八四）

①有儀門署曰「天澤門」。萬曆中使臣夏子陽題也。〈巻二〉

（儀門に署有りて「天沢門」と曰ふ。万暦中の使臣夏子陽の題なり。）

②臣楫、顔其堂曰「敷命」。聯於堂曰「帝德著懷柔、正朔萬年頒上國。」「臣心守忠信、南風三日到中山。」。〈巻二〉

（臣楫、其の堂に顔（がく）して「敷命」と曰ふ。堂に聯して「帝徳は懐柔を著はし、正朔万年に上国に頒かつ。」「臣心は忠信を守り、南風三日にして中山に到る。」と曰ふ。）

③楫、題其左曰「長風閣」。林麟焻題其右曰「停雲樓」。〈巻二〉

（楫、其の左に題して「長風閣」と曰ふ。林麟焻其の右に題して「停雲楼」と曰ふ。）

④國王請臣楫題額。爲書曰「聽濤」。〈巻二〉

（国王臣楫に題額を請ふ。為に書して「聴濤」と曰ふ。）

（3）徐葆光『中山伝信録』（康熙六〇年・一七二一）

①儀門上有「天澤門」三字匾。前明萬曆中、使臣夏子陽題今失去、臣等補書其上。〈巻二〉

（儀門の上に「天沢門」なる三字の匾有り。前に明の万暦中、使臣の夏子陽題せしも今失去したれば、臣等其の上に補書す。）

②前使張學禮、王垓、題「天威遠布」隸書四字、汪楫、林麟焻、題「敷命堂」三字、皆在。臣等又書。〈巻二〉

（前使の張学礼、王垓、「天威遠布」の隷書四字を題し、汪楫、林麟焻「敷命堂」の三字を題す、皆在り。臣等又書す。）

③堂後穿堂六楹、内堂三楹、左右兩使臣房。後院東西二板閣。東曰「長風」。前使臣汪楫書。西曰「亭雲」。使臣林麟焻書。匾已廢、樓亦重葺。臣等重題其上。〈巻二〉

（堂後は穿堂六楹、内堂三楹、左右は両使臣の房なり。後院の東西に二板閣あり。東に「長風」と曰ふ。前使臣

汪楫の書なり。西に「亭雲」と曰ふ。使臣林麟焻の書なり。匾已に廃れ、楼も亦た重葺。臣等重ねて其の上に題す。）

④使館西南有舊使館址相連。前亦有轅門。大門上有小板閣。入門大堂三楹。以板鋪地、去地三尺。許外有「駐節」二字。前使王垓所書。又、前明崇禎中、使臣杜三策書「毎懐靡及」四字。〈巻二〉

（使館の西南に旧使館址有りて相ひ連なれり。前にも亦た轅門有り。大門上に小板閣有り。門に入りて大堂三楹あり。板を以て地に鋪され、地を去ること三尺なり。許外に「駐節」の二字有り。前使王垓の書する所なり。又、前明の崇禎中、使臣の杜三策「毎懐靡及」の四字を書せり。）

⑤堂内有崇禎六年册使杜三策・揚掄「慈航普度」匾、順治六年招撫司謝必振「普濟羣生」匾。〈巻二〉

（堂内に崇禎六年冊使杜三策・揚掄の「慈航普度」の匾、順治六年の招撫司謝必振の「普済群生」の匾有り。）

⑥正廟七楹。堂楹之上、前使臣張學禮題「河山帶礪」、汪楫題「永觀厥成」、二匾俱有。臣等亦書「世篤忠貞」四字、懸其次。〈巻二〉

（正廟は七楹。堂楹の上に、前使臣の張学礼「河山帯礪」と題し、汪楫「永観厥成」と題せし二匾倶に有り。臣等も亦た「世篤忠貞」四字を書きて、其の次に懸く。）

（4）周煌『琉球国志略』（乾隆二四年・一七五九）

①儀門署曰「天澤門」。前明册使夏子陽題、年久失、前使徐葆光、隷書補題。〈巻二〉

（儀門の署に「天沢門」と曰ふ。前明冊使夏子陽の題せしも、年久しくして失はれたれば、前使の徐葆光、隷書により題を補ふ。）

②正中爲大堂前匾、前使張學禮・王垓隷書「天威遠藩」。屏門上、前使汪楫・林麟焻題「敷命堂」匾。汪楫又聯于門曰「帝德著懷柔、正朔萬年頒上國。」「臣心表忠信、南風三日到中山。」中楹、前使海寶、徐葆光題「皇綸三錫」匾。臣魁、題其左曰「露灑扶桑」。〈巻六〉

（正中大堂の前匾を為すは、前使の張学礼・王垓の隷書「天威遠藩」なり。屏門の上に、前使の汪楫・林麟焻が「敷命堂」と題せし匾あり。汪楫も又た門に聯して「帝徳は懐柔を著はし、正朔万年に上国に頒かつ。」「臣心は

忠信を表し、南風三日にして中山に到る。」と曰ふ。中楹には、前使の海宝、徐葆光「皇綸三錫」と題せる匾あり。臣魁、其の左に題して「露灑扶桑」と曰ふ。）

③堂内有崇禎六年册使、杜三策・揚掄「慈航普度」匾、順治六年招撫司、謝必振「普濟萬靈」匾。康熙二年册使張學禮「普濟羣生」匾。張錄別有「中外慈母」匾。〈巻七〉

（堂内崇禎六年冊使、杜三策・揚掄の「慈航普度」の匾、順治六年招撫司、謝必振の「普済万霊」の匾、康熙二年冊使張学礼の「普済群生」の匾有り。張録には別に「中外慈母」の匾有り。）

④門額舊夏子陽・王士禎書「靈應普濟神祠」、年久匾失。康熙中、徐葆光取宋宣和及元天歷兩賜額、合書之曰「順濟靈慈之宮」。堂内有杜三策・揚掄「德配元穹」匾。康熙中張學禮・王垓「生而神靈」匾、徐錄作「生天福靈」。〈巻七〉

（門額は旧と夏子陽・王士禎「霊応普済神祠」と書すも、年久しくして匾失せり。康熙中、徐葆光宋の宣和及び元の天歴の両賜額を取り、合はせて之を書して「順済霊慈之宮」と曰ふ。堂内に杜三策・揚掄の「徳配元穹」の匾有り。康熙中張学礼・王垓の「生而神霊」の匾あるも、徐録には「生天福霊」と作る。）

（5）李鼎元『使琉球記』（嘉慶七年・一八〇二）

①大門署曰「天使館」。門内廊房各四楹、以居吏役。儀門署曰、「天澤門」。萬曆中使臣夏子陽題。年久失、前使徐葆光補書。〈巻三〉

（大門の署に「天使館」と曰ふ。門内には廊房各四楹あり、以て吏役を居らしむ。儀門の署に「天沢門」と曰ふ。万暦中の使臣夏子陽の題なり。年久しくして失すれば、前使徐葆光補書す。）

②大堂五署曰「敷命堂」。前使汪楫題。稍北葆光額曰、「皇綸三錫」。〈巻三〉

（大堂五署に「敷命堂」と曰ふ。前使汪楫の題なり。稍北葆光の額に「皇綸三錫」と曰ふ。）

③南樓爲正使所居、汪楫額曰「長風閣」。北樓爲正副使所居、前使林麟焻額曰「停雲樓」。〈巻三〉

（南楼を正使の居する所と為し、汪楫の額に「長風閣」と曰ふ。北楼を正副使の居する所と為し、前使林麟焻の額に「停雲楼」と曰ふ。）

④既爲詩以祝之、并序其由來刻碑、立於北樓之側。〈巻三〉
（既に詩を為りて以て之を祝ひ、并せて其の由来を序して碑を刻し、北楼の側に立てたり。）
⑤天廸請題、爲顏。其額曰「漱石山房」。聯曰「明月松間、清泉石上」、「落花水面、好鳥枝頭」。〈巻五〉
（天廸題を請ひ、顏（がく）を為る。其の額に「漱石山房」と曰ふ。聯に「明月は松間、清泉は石上にあり。」、「落花は水面、好鳥は枝頭にあり。」と曰ふ。）

※原文、書き下し文に付された句読点、括弧の設定は稿者による。なお、引用した原文の後部には、文献においてその文（文章）が記載されている巻を示してある。汪楫『冊封疏鈔』については全一巻の構成となっているため、巻数は示していない。

【資料1】【表2】の内容から、冊封使たちは琉球滞在中、滞在先の建物や勝景地等において自主的に揮毫しており、当時の琉球の様々な場所にこれらの書蹟が遺されていたことが確認できる。明末の使節からすでにこのような書蹟の揮毫は行われており、清に至るとより盛んに揮毫されていた実態が窺える。これらの書蹟の形式はほとんどが扁額であり、管見では二十四点、また、聯についても二点確認できる。これらの書蹟は、建築物に題額や対聯として掛けられたものである。また、徐葆光の『中山伝信録』巻二に、「前に明の万暦中、使臣の夏子陽題せしも今失去したれば、臣等其の上に補書す。」とあるように、過去の使節によって揮毫された書が、経年によって亡失していた場合には、補うように揮毫していたという。これらの記述からも、当時の冊封使節たちの、書蹟を揮毫し遺すことや、過去の書蹟を伝承していくことに対する意識の強さを看取することができる。

また、琉球の士族たちが、それぞれの家系に関わる出来事や人物の事績などについてまとめ、王府に提出した『家譜』という資料には、冊封使が琉球の士族たちに対して書蹟を下賜していた様子が以下のごとく記録されている[12]。

乾隆二十一年丙子八月十五日、爲中秋之賀儀事。奉命到天使館時、蒙正使親筆之掛床一對、掛物一軸、直作之詩五枚、且、從副使親筆之掛床一對、玉堂染翰筆十枚、紫玉光墨十丁、香提一包、併宴賜焉。

（乾隆二十一年丙子八月十五日、中秋の賀儀事を為す。命を奉じて天使館に到りし時、正使親筆の掛床一対、掛物一軸、直作の詩五枚、且つ、従副使親筆の掛床一対、玉堂染翰筆十枚、紫玉光墨十丁、香提一包、併びに宴賜を蒙く。）

これによると乾隆二十一年（一七五六）の琉球国王冊封の際、中秋の賀において、馬亮功（小禄親方良穎）という人物が冊封使の滞在した天使館を訪れると、冊封正使から掛床、掛軸など冊封使自らの揮毫による書蹟や詩、墨などを賜り、宴にも招かれたという。このような記述は『家譜』において複数見られる[13]。冊封使節は、関わりを持ったり世話になった琉球の士族に対して、自らの揮毫による掛軸や制作した詩などを贈与していたのである。

このように、当時の琉球では、冊封使の感興にまかせた揮毫や、琉球士族への書蹟の贈与によって数多く中国書蹟が存在していた。

これらの冊封使節たちが、清においてどのような役職に就いていた者であったのかについては、拙稿「何紹基の琉球訪問――沖縄県立図書館東恩納寬惇文庫蔵「冊封琉球賦」を中心に――」で明らかにした[14]。ここでは、その概要を簡潔に紹介したい。冊封使節に任命されていたのは、いずれも翰林院に所属した翰林官という官吏たちである。翰林院とは、中国の官僚機構の一つで、文学に長じたものが科挙によって選出され、文章の作成や揮毫を担った。また、翰林官には海外朝貢諸国への使臣等の責務があった。清代に琉球を訪れた冊封正使のうち八人中七人、副使のうち八人中三人が翰林官であった[15]。黨武彦氏は翰林官を海外諸国へ派遣した理由として、

前王朝である明朝から夷として位置づけられていた清朝がその文徳をもって「華」の位置を保つに

は不断にその質を内外に示す努力を継続しなければならない。

と記し、清朝の文徳を広める目的のもと、翰林官が海外朝貢諸国へ派遣されたと述べている[16]。冊封における様々な式典に文学の士である翰林官を派遣し、適切な詩を唱和、揮毫させることには清朝の文徳を広める意図があったのであろう。

そのような意図のもと、琉球を訪れた翰林官の中でも、書道史上とくに著名な人物が王文治と何紹基である。次節以降では、この二人の渡琉と現存する書蹟について確認していく。

第二節　王文治の渡琉と従客としての書作活動

帖学四大家の一人に挙げられる王文治は、乾隆二十一年（一七五六）、二十七歳の夏に琉球を訪れている。王文治の渡琉については、『清史稿』巻五〇三・列伝二九〇に次のように記されている。

> 従翰林院侍讀全魁、使琉球。
> （翰林院侍読全魁に従ひて、琉球に使ひす。）

また、『国朝先正事略』巻四二には、以下のような記載がみられる。

> 全侍購魁、周編修煌、嘗奉使琉球、邀與俱往。琉球人、傳寶其翰墨。
> （全侍購魁、周編修煌、嘗て琉球に奉使せしときに、邀へて与倶に往く。琉球人、傳へて其の翰墨を寶とす。）

このように、王文治の渡琉についてはひろく知られた事実であった。王文治の琉球訪問における役職は「従客」である[17]。従客とは、冊封正使・副使に随行し、種々の業務を補佐し、書画や音楽、医学、漢詩文などに優れた秘書格の人物である。そのため、従客には文才があることや能筆であることが求められてい

図1　「王文治書扁額『善淵堂』」（【表1】28）　沖縄県立博物館・美術館所蔵

図2　「王文治書軸物」（【表1】27）　沖縄県立博物館・美術館所蔵

図3　「王文治書軸物」（【表1】29）　沖縄県立博物館・美術館所蔵

図4　「王文治書」（【表1】30）　一般財団法人　沖縄美ら島財団所蔵

たようである。若かりし日の王文治もその書が高く評価されたことから、従客に任命され、琉球の地で多くの書を遺したのであろう。事実、沖縄には、王文治の名が記された作品が数点遺されている（図1）（図2）（図3）（図4）。

また、王文治の署名はなされていないものの、王文治が従客として代作したものであると判断されてきた書蹟も存在する。それは、一般財団法人沖縄美ら島財団首里城公園管理部所蔵の書蹟「王文治書」である（【表1】31）。この書蹟には、冊封正使全魁の署名がありながら、王文治の落款印が捺されている（図5）（図6）。

図5　「王文治書」（【表1】31）　一般財団法人 沖縄美ら島財団所蔵

図6　「王文治書」（【表1】31）落款印部分

図7　「王文治書」（【表1】31）箱書　一般財団法人 沖縄美ら島財団所蔵

そして、この書蹟の箱書には次のような文言がみられる（図7）。

乾隆二十一年、王夢樓從册封使全魁來琉球。魁不甚工書。多今夢樓代作、此幅亦是矣。凡物貴眞、賤假、獨魁書、以假爲貴也。

庚辰三月中澣　天雨彰識

（乾隆二十一年、王夢楼冊封使全魁に従ひて琉球へ来たれり。魁甚だしくは書を工みとせざれば、今夢楼の代作多し。此の幅も亦た是れなり。凡そ物は真なるを貴とし、仮なるを賊とすれども、独り魁の書のみ、仮なるを以て貴と為すなり。

庚辰三月中澣　天雨彰識）

これによると、王文治は全魁の従客として琉球を訪れた。全魁は書があまり巧みでなかったため、今も王文治による代作が多く遺されている。この条幅も同様に王文治の代作である。おおよその物は本物を「貴」とし、偽物を「賊」とするが、全魁の書だけは、偽物すなわち代作の書である方が貴いのだ、と述べ、この書蹟が王文治による代筆であることを指摘している。

ちなみに、この箱書が書された時期については「庚辰三月中澣」という記載がある。王文治の渡琉以降、清代における庚辰の年は、乾隆二十五年（一七六〇）、嘉慶二十五年（一八二〇）、光緒六年（一八八〇）があるが、ここでは、とくに年号を記していないことからも、同じ乾隆年間の庚辰（一七六〇）を指すと考えるのが自然ではなかろうか。そうすると、これは王文治が来琉した乾隆二十一年（一七五六）から四年後に書かれたものということになり、その頃にはすでに、「全魁が書を得意としていなかったため、王文治による代作が多く存在している。」という認識を琉球人に持たれていたことが窺える。しかしながら、落款印は王文治のものが捺されているが、全魁の署名がなされている書蹟である。これを王文治の代作であると断定するには、更なる詳細な検討が必要なのではないだろうか。この書蹟が王文治の代筆によるものであることを客観的な根拠をもって論じた研究は、管見の限り確認できない。本研究においては論及しえないが、今後は、全魁と王文治の渡琉前後の書蹟をできるだけ多く実見し、当時におけるそれぞれの書風の特徴を明らかにすることがまず必要であろう。そして、そのことをふまえて沖縄に現存する全魁の署名のある書蹟の書風を精査し、王文治の代筆と考えられるものとそうでないものとを判別する作業を行っていく必要があろう。

第三節　何紹基の渡琉と「冊封琉球賦」

琉球を訪れた冊封使及びその随行者のうち、書名が高かった人物として、王文治のほか、何紹基の存在が挙げられる。渡琉したことがひろく知られる王文治と異なり、何紹基については、『清史列伝』、『碑伝集』、『続碑伝集』、『国朝書人輯略』、青木正児氏の「何紹基の書学」等といった書物にも渡琉に関する記述は見あたらない[18]。しかしながら、沖縄県立図書館東恩納寛淳文庫に所蔵される「冊封琉球賦」という拓本資料により、その実相を窺うことができる。そして、この賦の全文が何紹基の文集である『東洲草堂文鈔』に記載されていること[19]からも、この賦が何紹基本人によって作られたものと判断できる。稿者は何紹基の渡琉について、拙稿「何紹基の琉球訪問 ― 沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵「冊封琉球賦」を中心に ―」で明らかにした[20]。ここでは、何紹基の渡琉について、「冊封琉球賦」の内容からその概要を簡潔に紹介したい。

「冊封琉球賦」とは、沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫[21]に所蔵されている拓本資料である（図８）（図９）。一頁が高さ三〇㎝ × 幅一六㎝の大きさの線装本に装幀されており、表紙には、所蔵した東恩納寛惇氏によるものと思われる題字が記されている。高さ三〇㎝ × 幅一〇㎝の長さに切り取られた拓本が一頁ごと、十六頁にわたって貼り付けられている。原状を推定すると、元は幅一六〇㎝ほどの長さの拓本であったことが分かり、おそらく巻子に装丁されていた書を刻したものであると推測できる。現在、この拓本以外に、「冊封琉球賦」の拓本は見つかっておらず、この書の真蹟も遺されていない。

文字は楷書で、一文字が一辺九㎜ほどの正方形に収まる大きさで書かれている。冒頭には「冊封琉球賦」と題され（図８）、末尾には「何紹基恭呈」と、記されている（図９）。末尾に「恭呈」という文字があることからも、「冊封琉球賦」は何紹基が皇帝もしくは朝廷に対して提出したものであることが分かる。そして、その後何らかの理由で板行されたのであろう。

この賦の内容は、およそ次の①から⑤にまとめることができる。

①道光十八年に琉球王尚育を冊封するに至った経緯
②歴代中国王朝における琉球との関係の歴史
③冊封の準備と渡航の様子
④冊封の諸儀式について
⑤琉球国の概要について

図8　何紹基「冊封琉球賦」（冒頭部分）（【表1】60）　沖縄県立図書館貴重資料デジタル書庫より転載

図9　何紹基「冊封琉球賦」（署名部分）（【表1】60）　沖縄県立図書館貴重資料デジタル書庫より転載

右の①から⑤により、「冊封琉球賦」は、道光十八年（一八三八）の琉球国王尚育の冊封の経緯について叙事的に羅列した賦であることが分かる。何紹基はこの二年前の道光十六年（一八三六）に進士に及第していたものの、当時は翰林院庶吉士として庶常館とよばれる施設で習業中の身であった[22]。当時、何紹基はすでにその書名が高く、所属していた翰林院の役割から考えても、冊封使の従客として琉球を訪れたと考えてよいだろう。

『聖祖実録』巻六六、康熙十六年三月庚寅に、

令翰林官、将所作詩賦詞章、及眞行草書不時進呈。
（翰林官をして作す所の詩賦詞章及び真行草書を将（もっ）て、時ならず進呈せしめよ。）

とあり、当時の翰林官は制作した詩・賦・詞・文章を常に朝廷に進呈することが求められていた[23]。従って、この「冊封琉球賦」も、何紹基が清へ帰国した後に報告の書類として朝廷へ献呈したものであると考えられる。

さらに、何紹基は帰国後に、「余昔使閩登鼓山絶頂遊武夷九曲与公遊事頗相似[24]」という琉球に関連する詩を詠んでいる（図10）。

図10　何紹基「余昔使閩登鼓山絶頂游武夷九曲与公游事頗相似」（部分）
『清　何紹基作品集』（『書跡名品叢刊』一一〇　二玄社、一九六三年）所収

聖清楚南二百秋　名臣第一陳滄洲　忠誠懇款爲國謀　捧赤心奠黄河流
聖祖眷公借箸籌　彼張與靳非可儔　人皆欲殺恩益優　入職治書出建旂
嗣逢憲廟初垂旒　鞠躬盡瘁天顔愁　一節終始無瑕尤　烏乎甲子僅一周
綜惟勁節兼宏猷　炳炳國史聲光遒　兩聖特達蓋有繇　匪尋常於幹事求
當時詩案紛戈矛　不罪而功鑑盟鷗　内志澹定骨靡柔　能視富貴浮雲浮
燕處超然閲蛉蜻　笻笠日向巖巒投　石村濤谷先人樓　水東魂夢勤鋤耨
衡雲泱漭湘清瀏　窮高攬秀輕公侯　好奇蚤作閩中遊　鼓山陟顚見琉球
武夷去躡虹橋幽　仙心淡蕩不自由　小詞頗學黄涪州　壯年作令柯山陬
石梁仙枰濕龍湫　西湖小艇追輕鰷　錢塘觀潮弔錢鏐　嗣乘五馬鳴八騶
及再入獄再出囚　東南山水供吟眸　有奇必抉祕盡抽　大茅山穿句曲句
再登北固懷蕭劉　焦山鶴銘字如虬　二千年與濤瀾仇　拔石出水回萬年
江風海雨空相搜　祝江攷辨同稽諏　汪張圖記徒咿嚘　我曾閩海乘使輶
游蹤盪恣耄與俱

※傍線は稿者による。

これは、何紹基が琉球から清へ帰国して十五年後の咸豊二年（一八五二）、四川省に赴任する旅中に詠んだ詩のうちの一つである。実際には福州から琉球を見ることはできないはずであるが、この詩には、鼓山の山頂から琉球を見るといった描写がみられる（傍線部）。琉球への往来は非常に危険の伴う公務であり、冊封使節に任命されることは必ずしも喜ばしいことではなかったといわれるが[25]、何紹基は自らの琉球渡海という経験をどのように捉えていたのであろうか。それを確認するためには、この詩全体に訓読を施し、その内容について丁寧に検討を加えていくことが必要であると考えるが、本研究においてそこまで行うことが不可能であった。そのため、ここでは原文の紹介にとどめておく。これを今後の課題とし、取り組んでいくことで、何紹基にとって琉球渡海がいかなる意義を持つものであったのかを明らかにしていきたい。残念なことに、沖縄には何紹基の書が「冊封琉球賦」以外に遺されていない。当時の何紹基はまだ身分が

それほど高くなく、他の従客と同様に冊封正副使に仕え、その陰となって働く立場にあったため、琉球には彼の名が記された書作品が遺されなかったのであろう。

以上、本章では、琉球に訪れた冊封使節たちの書について、三節にわたって紹介し、検討を加えてきた。難関の科挙に登第した翰林官たちの中でも、王文治、何紹基といった書名の高い人物たちが、清王朝の文徳の高さを示すべく従客として琉球へ派遣され、その書蹟がもたらされていたのである。

次章では、清から琉球へ将来された中国書蹟について論じていきたい。

第二章　琉球へ将来された中国書蹟

本章では、琉球へ将来された中国書蹟について論じていく。第一節において、沖縄に現存する、琉球へ将来された中国書蹟の一覧、及び、琉球へ将来されたことが文献の記述により確認できる書蹟の一覧を作成した上で、それらの書蹟が将来される歴史的背景を明らかにする。第二節においては、琉球へ将来されていた御書について論じていく。

第一節　琉球へ将来された中国書蹟の一覧とその背景

【表3】は、沖縄県立博物館・美術館、一般財団法人沖縄美ら島財団首里城公園管理部、沖縄県立図書館の三館に現存する、琉球へ将来された中国書蹟の一覧である。これによると劉墉や梁同書といった書道史上著名な人物による書蹟のほか、朱熹の書蹟も琉球へ将来していたことが確認できる。【表4】は、『中山世譜』や『御書院御物帳』といった文献の記述から、琉球へ将来されていたことが確認できる中国書蹟の一覧である。『中山世譜』の記述や、『御書院御物帳』の記述については既に先行研究で論じられているため[26]、ここでは原文の抽出やその内容の検討は行わず、一覧の作成にとどめておく。

ここで、これらの書蹟が将来された背景について、先行研究を紹介しながら確認していきたい。

琉球へ中国書蹟が伝来する社会的背景を窺い知ることのできる研究に、真栄平氏の「琉球に伝来した中

【表３】沖縄に現存する、琉球へ将来された中国書蹟の一覧

	作者	書蹟名	形式	規格(㎝)	文献資料の有無	所蔵先	本稿における図版
1	劉墉	陋室銘	巻子	116×28	無	沖縄県立図書館	図12
2	梁同書	朱漆七言聯	木聯	169×35.4	無	一般財団法人美ら島財団	図 11
3	陳元輔	陳元輔書巻物「題西林壁」	巻子	27.8×619	無	沖縄県立博物館･美術館	
4	林則徐	林則徐書	軸	263×10.0	無	沖縄県立博物館･美術館	
5	林則徐	林則徐書軸物	軸	138×29	無	沖縄県立博物館･美術館	
6	何冠英	何冠英書扁額「忠勛啓浚」	木刻	33.5×106.5	無	沖縄県立博物館･美術館	
7	何冠英	何冠英書軸物	軸	165.9×63.4	無	沖縄県立博物館･美術館	
8	朱熹	朱熹書扁額「立志」	扁額	44.5×92.3	無	沖縄県立博物館･美術館	
9	朱熹	朱熹書扁額「在忠孝心」	扁額	39.5×127	無	沖縄県立博物館･美術館	
10	朱熹	朱熹筆「忠孝」(拓本、扁額)	拓本	33.4×64.0	無	沖縄県立博物館･美術館	
11	董其昌	董其昌書	掛軸	144.6×42.5	無	沖縄県立博物館･美術館	

『改訂　沖縄県立博物館　収蔵品目録　上巻（1947 ～ 1980 年度)』(沖縄県立博物館　2002 年)、『改訂　沖縄県立博物館　収蔵品目録　下巻(1981 ～ 2000 年度)』(沖縄県立博物館　2002 年)、『収蔵品目録 1992 － 2006』(海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター編　2006 年)、「沖縄県立図書館　貴重資料デジタル書庫」の内容をもとに作成した。

※「董其昌書」については、1985 年に現所蔵先へ寄贈された書蹟であり、琉球王国時代ではなく、現代に至ってから沖縄へ将来された書蹟である可能性もある。

【表４】文献の記述から、琉球へ将来されたことが確認できる中国書蹟

	引用文献	作者	文献に記された書蹟名	形式	成立年	現存の有無
1	『中山世譜』、『御書院御物帳』	康熙帝	中山世土	掛軸	康熙22年(1683)	無※1
2	『中山世譜』、『御書院御物帳』	雍正帝	輯端球陽	掛軸	雍正2年(1724)	無※2
3	『中山世譜』、『御書院御物帳』	乾隆帝	永祚瀛壖	掛軸	乾隆4年(1739)	無※3
4	『中山世譜』、『御書院御物帳』	乾隆帝	海邦済美	掛軸	乾隆51年(1786)	無
5	『中山世譜』、『御書院御物帳』	乾隆帝	福	掛軸	乾隆55年(1790)	無
6	『中山世譜』	嘉慶帝	海表恭藩	扁額	嘉慶5年(1800)	無
7	『中山世譜』	道光帝	屏翰東南	扁額	道光4年(1824)	無
8	『中山世譜』	道光帝	弼服海隅	扁額	道光18年(1838)	無
9	『中山世譜』	咸豊帝	同文式化	扁額	咸豊4年(1854)	無
10	『中山世譜』	同治帝	瀛嶠屏藩	扁額	同治4年(1865)	無
11	『御書院御物帳』	張瑞図	張瑞図墨蹟	掛軸	不明	無
12	『御書院御物帳』	趙孟頫	子昂墨蹟	掛軸	不明	無
13	『御書院御物帳』	蘇軾	蘇軾墨蹟石摺	巻子	不明	無
14	『御書院御物帳』	趙孟頫	子昂墨蹟石摺	手鑑	不明	無

『中山世譜』、『御書院御物帳』の記述をもとに作成した。
※１から※３の書蹟については、その複製が首里城公園内に展示されている。

図11　梁同書　朱漆七言聯（【表3】2）　一般財団法人 沖縄美ら島財団所蔵

国絵画――唐物の輸入と王権をめぐる視点――」[27]が挙げられる。氏の研究は、そのタイトルにもあるように主に中国絵画の伝来について論じたものであるが、書蹟についても併せて論じており、琉球への中国書蹟の将来とその歴史的背景について窺い知ることのできる大変貴重な研究である。真栄平氏は、『御書院御物帳』[28]と呼ばれる首里城王府の書画目録の内容から、当時の琉球王府に、牧谿、唐寅といった中国を代表する画家による絵画作品の他に、張瑞図の書蹟や、蘇軾、趙孟頫らの拓本といった書蹟が多数所蔵されていたことを指摘している。これらの書画は、薩摩の役人を招待した際に茶器などの様々な伝統工芸品とともに書院の床の間に飾られたという。真栄平氏は、「唐物」についてはたんなる美的鑑賞品ではなく、琉球王権の後ろ盾である「中華帝国」の存在をアピールする政治的な表象効果を持つものであったと指摘している。国王が薩摩の在番奉行と対面する書院の間に飾られた舶来の書画は、その意味で琉球の王の権威を高める即物的な手段であったというのである。

さらに、真栄平氏は、琉球への唐物の入手ルートについて、以下の三点を挙げている。

図 12　劉墉　陋室銘　（【表３】1）　沖縄県立図書館貴重資料デジタル書庫より転載

一　琉球の朝貢使節に対する返礼
二　琉球に来航した冊封使の冠船貿易品
三　琉球の朝貢使節が滞在先の北京や天津、蘇州、杭州、福州などで買い求めた唐物

このようなルートにより琉球へ渡った中国書蹟は、琉球王府や士族たちの家庭で所蔵され、学書の対象となっていた。また、高津孝氏は、幕臣の成島司直という人物が、琉球の高名な書家である古波蔵親雲上鄭嘉訓と面会した際に得た情報の記録である『琉球録話』[29]を引用し、琉球に流伝する書蹟と学書について明らかにしている。[30]『琉球録話』の書画法帖の条に見られるのは次のような記録である。

宋元印本及古名書畫、王府頗富、民間無流傳者。法帖士庶家亦或藏焉。米芾・趙孟頫・董其昌石刻、皆爲墨寶。其中嗜趙法者殊多。今所接二人、皆嘗學趙法云。
（宋元の印本及び古の名書画は、王府頗る富むも、民間に流伝する者無し。法帖は士庶家も亦た或いは焉を蔵す。米芾・趙孟頫・董其昌の石刻は、皆墨宝と為す。其の中趙法を嗜む者殊に多し。今接する所の二人も、皆嘗て趙法を学べりと云ふ。）

宋元の版本および、古の書画の名品は琉球王府に多く所蔵されているが、民間に流伝しているものは無い。法帖は士族の者も所蔵している。米芾・趙孟頫・董其昌の石刻を皆墨宝としており、特に趙孟頫の書風を好み、学ぶ者が多いという。この記録により、当時の琉球の士族達が琉球に将来された法帖を入手し、学書に励む姿が垣間見える。琉球では、ここで名前の挙がった鄭嘉訓の他にもその息子の鄭元偉や、程順則といった人物が中国書を学び、多くの書蹟を遺している。本稿では言及しないが、今後はこれらの書人たちがいかに中国書を受容し展開させたのか、そして彼らが琉球や薩摩の書人たちに与えた影響についても追究していきたい。

第二節　琉球へ頒賜された清朝皇帝の御書

【表4】によると、琉球には、著名な人物たちの書画の他に、康熙帝、雍正帝、乾隆帝といった皇帝の御書も多く渡っていた。御書とは、中国皇帝による墨蹟のことである。御書は佳節や、新進士の及第や先帝を顕彰する大々的な文化事業が行われる際に近臣や学士などに頒賜された。御書の頒賜はその時々の政治的課題と皇帝の意志を宣示する手段でもあった[31]。

明代に御書が琉球へ頒賜されることはなかったが、清になってから九件の扁額が琉球へ頒賜されている。残念なことにこれらの御書は第二次世界大戦の戦火により全て焼失してしまった。現在、沖縄県那覇市の首里城正殿には、康熙帝の「中山世土」、乾隆帝の「輯瑞球陽」、雍世帝の「永祚瀛壖」の三件の復元された御書が掲げられている。

これらの御書はどのような意義のもと、琉球に頒賜されていたのであろうか。冊封使汪楫が著した冊封使録である『冊封疏鈔』には、琉球へ御書を頒賜することについて、康熙帝へ上奏した文章が掲載されている。

> 請頒御筆。皇上聖學、開天、超絶萬古現今、遣官恭賫御筆頒賜各省。臣愚以爲琉球國嚮化既久、夙稱守禮之邦。以應沛恩頒賜、俾海外臣民羣瞻睿藻、亦亙古未有之盛事也。伏候上裁。
>
> （御筆を頒かつことを請ふ。皇上の聖学は、天を開き、万古現今に超絶し、官をして御筆を恭しく賫らし、各省に頒賜せしむ。臣愚以為らく、琉球国は嚮化すること既に久しく、夙に守礼の邦と称したり。沛恩に応ふるを以て頒賜し、海外臣民をして群瞻睿藻せしむるは、亦た古に亙りて未だ有らざる盛事なり。伏して上裁を候ふ。）

これによると、清国内の各省に御書が頒賜されているように、海外の琉球に対しても御書を頒賜することで、国内の人民と同様に海外の人民をも見守り、教化する必要があると汪楫が考えていたことが読み取

れる。このような汪楫の上奏を受けて康熙帝は、自ら「中山世土」の四大字を書き、使臣に命じて、これを琉球へ頒賜する。[32]【表4】にもある通り、康熙帝以降の清代皇帝たちも康熙帝にならって御書を揮毫し、

図13　『御書院御物帳』記載　乾隆帝「福」（【表4】5）　沖縄県立博物館・美術館所蔵

図14　沖縄県多良間村民俗学習資料館蔵「福」『沖縄文化財百科』第三巻（那覇出版社、一九八八年）所収

琉球へ与えている。これらの御書は、汪楫が上奏文において主張している通り、清朝皇帝の文徳を御書として形象化することによって、海外臣民である琉球の人民を教化するツールとしての役割を果たしていたのである。

ところで、琉球へ頒賜された御書は扁額以外にも存在していた。【表4】にもあるとおり、『御書院御物帳』の記述から、乾隆帝の真筆による「福」字が琉球王府に所蔵されていたことが確認できる（図13）。そして、沖縄県宮古郡の多良間村民俗学習資料館には、木刻の「福」字が存在する（図14）。これには、上部に「御筆」との記載があることからも、御書院御物帳記載の「福」字と関連のある可能性が非常に高いと考えられる。

管見の限り、これまでこの二点の「福」字について論じられたことはなかった。ここでは、乾隆帝による「福」字が琉球に渡る経緯について明らかにしておきたい。

乾隆期以降、琉球使節は進貢で北京を訪れた際、円明園において御製詩の唱和といった朝貢活動を行っている[33]。このような詩の唱和を和詩といい、朝鮮使節も行っていたという。和詩を行った朝貢使節には、玉器や絹箋、硯、筆、墨、といった加賞品が下賜されている。この、和詩に対する加賞の下賜は、和詩を行った朝貢使節に対してだけではなく、琉球国王に対しても行われていた。『歴代法案』には、乾隆五十五年（一七八八）一月十三日の琉球使節鄭永功の和詩に対して次のような加賞品の頒賜があったことを示す記載がある[34]。

加賞國王御筆福字一幅・玉如意一柄・玉器二件・瓷器四件・玻璃器四件・福字方一百幅・絹箋大小四卷・硯二方

※傍線は稿者による。

この記載から、琉球国王に対して、御筆の「福」字が加賞品として頒賜されていることが分かる。清朝皇帝の御書の頒賜については、増田知之氏が「康熙帝による『書』文化政策の一端――その法帖刊行事業を中心に――」[35]において、注目に値する研究として、康熙帝の文化政策との関連の中で「書」を取り

上げた成積春氏の研究を紹介している。これによると、「御書」がもつ政治的機能は、すなわち儒学尊重の姿勢の明示、忠臣・廉吏の顕彰、君臣関係の安定、周辺の冊封国への懐柔の諸点であるという。乾隆帝から琉球国王に対して行われた「福」字の頒賜の例も、まさに和詩という朝貢活動に対する「忠臣・廉吏の顕彰」にあたり、「周辺の冊封国への懐柔」に役立ったものといえよう。

また、塚本麿充氏は、「宋代皇帝御書の機能と社会――孝宗『太白名山碑』（東福寺蔵）をめぐって――」[36]において宋代において御書が刻石化される過程とその意義について以下のように述べている。

> 額を含めた御書は、展観と下賜が行われるだけではなく、刻石とそれによる拓本によって複製が作られ、さらなる再分配が行われた。御書を効率的に流通させるため、忠実な複製である拓本は最善の方法であり、その特性が最も発揮された媒体であったといえよう。

塚本氏の指摘は、宋代の御書の石刻に対してなされたものであり、琉球における木刻の「福」字とは時代背景や書蹟としての形態も全く異なるものである。しかしながら、一度下賜された「御書」が刻されることによって「複製が作られ、さらなる再分配が行われた」という点においては、共通する性質や機能を有したものと考えてよいのではないだろうか。『御書院御物帳』記載の乾隆帝真蹟の「福」字も、琉球王府に架蔵されるだけではなく、清朝皇帝の威光を即物的に示す貴重なツールとして木刻化され、琉球国内で再分配されたことは想像に難くない。多良間村民俗学習資料館に保存されている木刻は、そのような実例の一つであると考えられよう。

第三章　薩摩に将来された中国書蹟

本章では、琉球を経由して薩摩に将来された書蹟について論じていく。第一節では、琉球を経由して薩摩へ将来した中国書蹟のうち、現存しているものについて一覧を作成し、その内容を確認する。第二節で

図15　張瑞図「蓬萊残雪」（【表5】5）
鹿児島神宮所蔵

【表5】鹿児島に現存する、琉球を経由して薩摩へ将来された中国書蹟の一覧

	作者	書蹟名	形式	所蔵先	記載のみられる文献資料	本稿における図版
1	朱熹	立志	扁額	尚古集成館	無	
2	董其昌	耀徳	扁額	尚古集成館	無	
3	王羲之(集字)	望嶽楼	扁額	尚古集成館	無	図16
4	范仲淹	伯夷頌	巻子	尚古集成館	無	
5	張瑞図	蓬萊残雪	扁額(文字部分磁製)	鹿児島神宮　※	有(『薩遊紀行』『鹿児島神宮史』)	図15

※張瑞図「蓬萊残雪」は、鹿児島神宮の所蔵品ではあるが、現在は、鹿児島県霧島市立隼人歴史民俗資料館に保管されている。

は、『薩遊紀行』[37]という文献資料のうち、当時琉球を経由して薩摩へ渡っていたと判断できる中国書蹟に関する記述を抽出し、書蹟の一覧を作成したうえで、その内容を検討していく。第三節では、これらの中国書蹟が琉球から薩摩へ渡る背景にある当時の薩摩と琉球の関係について明らかにする。

第一節　鹿児島に現存している中国書蹟

【表5】は、鹿児島に現存している書蹟のうち、琉球を経由して薩摩へ渡ったものだと判断できる中国書蹟の一覧である。管見では、鹿児島に現存する中国書蹟は、鹿児島神宮と、尚古集成館の二カ所に所蔵されている。鹿児島県霧島市の鹿児島神宮所蔵の張瑞図書「蓬萊残雪」については、現在、神宮に隣接する鹿児島県霧島市立隼人歴史民俗資料館に保管されている。磁器で作成された文字が木製の額に貼り付けられたもので（図15）、『鹿児島神宮史』[38]の「宝物」という欄の記載によると、これは琉球王尚氏の奉納によるものであるという。

また、尚古集成館所蔵の書蹟のうち、「望嶽楼」という琉球から薩摩藩に贈られた中国風の建物にかけられた額は、王羲之の書を模して作られたものであるとされている（図16）。仮に王羲之の書を模したものだとしても、王羲之のどの書蹟の文字を模したのかについては今後さらなる研究が必要であるが、このような扁額が作成され、価値あるものと判断されて贈与されていた実態は確認しておく必要があろう。

さらに、書道史上有名な人物というわけではないが、范仲淹[39]の「伯夷頌」という巻子について、高津孝氏が「薩摩石摺考」[40]において、その箱

図16　王羲之を模した書「望嶽楼」（【表5】3）　尚古集成館所蔵

書からこれが中山浦添王子朝熹という琉球の人物から島津斉彬に贈られたものであることを明らかにしている。

これらのことから、琉球国王や琉球の士族から薩摩藩や薩摩の人物に対して献呈されることにより、中国書蹟が琉球から薩摩へもたらされていたことが分かる。

第二節　『薩遊紀行』にみる中国書蹟

鹿児島に現存する中国書蹟は前節で述べた通りであるが、実際にはそれ以上に多くの中国書蹟が薩摩へ渡っていたようである。真栄平氏は、「海を越えた扁額――『薩遊紀行』にみる琉球・中国の扁額――」[41]において、『薩遊紀行』の記述から、当時の薩摩に琉球からもたらされた中国書蹟が多数存在していたことを明らかにしている。ただし、この論考は「付論」という扱いであり、『薩遊紀行』の記述については数百字程度の紹介に留まっているため、『薩遊紀行』に記された中国書蹟に関する情報の詳細を窺い知ることができない。ここでは、『薩遊紀行』のうち、中国書蹟に関する記述の原文を抜き出し、その内容をみていくことで当時薩摩に存在していた中国書蹟の存在を確認したい。

『薩遊紀行』の著者は不詳であるが、内容から肥後の藩士であることが分かる。旅日記の体裁をとり、旅の途中の体験、友人や宿の主人から聞いたエピソード、名所旧跡の話などを盛り込んでいる。旅の期間は亨和元年（一八〇一）四月十二日から五月三十日まで、約一ヶ月半に及ぶ。旅日記風の部分（事実の記載）は漢文で、友人から聞いた話や自分の印象雑記などは和文で記されている。『薩遊紀行』のうち、中国書蹟に関する記述を抽出したものが次の【資料2】であり、それをもとに作成した一覧が【表6】である。

【資料2】「薩遊紀行」にみられる中国書籍に関する記述

①五月朔日　福昌寺は薩州第一ノ大寺ナリ。群公ノ御廟皆閎壮、額連見事ナリ、皆子昂其昌東坡徴明米芾其外諸名家各々有。

【表６】『薩遊紀行』の記述から、琉球を経由して薩摩へ将来されたことが確認できる中国書蹟

	引用文献	作者	形式	書蹟の現存	備考
1	『薩遊紀行』	趙孟頫	扁額	無	
2	『薩遊紀行』	蘇軾	扁額	無	
3	『薩遊紀行』	文徵明	扁額	無	
4	『薩遊紀行』	米芾	扁額	無	
5	『薩遊紀行』	楊継盛	条幅	無	
6	『薩遊紀行』	謝時臣	条幅	無	
7	『薩遊紀行』	蘇軾	不明	無	
8	『薩遊紀行』	嘉慶帝	不明	無	※嘉慶帝の直筆ではなく写しによるもの。
9	『薩遊紀行』	趙孟頫	拓本	無	
10	『薩遊紀行』	柳公権	拓本	無	
11	『薩遊紀行』	張瑞図	拓本	無	
12	『薩遊紀行』	黄庭堅	拓本	無	
13	『薩遊紀行』	周煌	扁額	無	
14	『薩遊紀行』	徐葆光	扁額	無	
15	『薩遊紀行』	張瑞図	扁額	有（鹿児島神宮所蔵）	

『薩遊紀行』の記述をもとに作成した。

②二日　稲荷諏訪両神祠 中華ノ提燈烟、仇英か画、陳元輔か書、其外雅物数品ヲ見る

③七日　早訪田尻氏、不在、至増田氏少話、午前至伊集院氏、同訪芦谷氏蓋招飲也、観る古硯古画数品、夜還逆旅。楊継盛、謝時臣、其他諸名家ノ書画十数幅見たり

④十八日　早往細山田店至中村氏、東坡ノ書、如竹ノ詩并書ヲ見たり。其外書画数品あり。

⑤十九日　唐物店　宮城親雲上携嘉慶皇帝勅書写来見、談話久之琉球ノ食事ハ鹿児島より悪し、賦役ノもの百姓持ノ様子、勤等ハ鹿児島と同じ

⑥廿一日　早訪増田氏、観書画石摺及地球蛮国図、翰香坡法書七巻アリ。手覧ナリ、絶品可賞。元趙孟頫龍興寺ノ碑ノ石摺見事也、唐柳公権、明末ノ張瑞図、紹聖年中ノ黄庭堅等ノ石刻皆奇絶ナリ

⑦廿九日　早拝八幡宮、閎壮可観然比之新田宮不及、如有福建翰林院侍講涪陵周煌及中山王子之額、（中略）、拝殿ノ上に徐葆光、瑞図、中山王ナトノ額連アリ、皆見事也

※抽出、及び傍線・番号は稿者による。

これによると、亨和元年（一八〇一）五月一日、この紀行の著者は、現鹿児島市池之上町の福昌寺を訪れ、趙孟頫や董其昌、蘇軾、文徵明、米芾、その他諸家の額が連なっている様子が見事なものであると述べている。二日には稲荷神社と南方神社へ行き、陳元輔の書を目にしている。陳元輔とは、中国福建省出身の学者で、琉球の士族、程順則の師として知られる人物である。七日には、楊継盛、謝時臣らの書画十数幅を見ており、十八日には東坡の書を見ている。十九日には唐物店にて琉球の使節が持参した嘉慶皇帝の勅書の写しを見たという。これは先にも述べたとお

り、琉球において御書が複製され伝播していたことの実例と言えるであろう。さらに二十一日には増田氏なる人物を訪れ、趙孟頫、柳公権、張瑞図、黄庭堅らの石刻拓本を目にし、「皆奇絶ナリ」と述べている。二十九日には、鹿児島神宮を訪れ、琉球を訪れた冊封使周煌や琉球国王子の扁額を目にする。さらに、鹿児島神宮には拝殿の上に冊封使徐葆光や張瑞図、琉球国王の扁額があり「皆見事ナリ」と感嘆している。ここで挙げられた張瑞図の扁額は、前節で示した、鹿児島神宮に現存する「蓬萊残雪」であると考えて良いだろう。

真栄平氏は、この『薩遊紀行』の内容をもとに、「福建―琉球ルートで海を越えて薩摩藩に伝わった中国の文物が、領内各地の寺社にも奉納されたものとみられる。」と述べ、琉球を経由して薩摩まで書蹟が流通するルートについて言及している。この資料は氏の指摘する通り、そのようなルートの存在を示す資料といってよいだろう。

第三節　書蹟が将来される背景にある薩琉関係

前節で述べたとおり、中国書蹟が薩摩に渡る背景を、琉球と薩摩をとりまく当時の社会情勢からみていきたい。慶長十四年（一六〇九）、島津氏の琉球侵攻により、琉球は薩摩の支配下に置かれる。しかしながら、薩摩は、琉球がそれまで結んでいた清朝との関係を維持させた。そこには琉球を通した清朝との貿易による収益を、薩摩藩の収益とするもくろみがあったことが多くの研究により指摘されている[42]。

寛永十六年（一六三九）から本格的に開始された鎖国により、海外から舶来する品に制限のあった日本国内においては、海外の風俗や文物に対する上級階級の人物たちによる博物学的関心が高まっていった。さらに、江戸幕府の儒学奨励政策により、特に唐物に対する需要も高まった[43]。そのような状況下において、薩摩が琉球を通してさまざまな中国文物を入手し、時に応じて幕府へ献上したり売買の取引をしたりすることで、その立場を優位にすることが可能となった[44]。琉球にもたらされていた中国書蹟もそういった機能を有していたことは想像に難くない。

また、薩摩は江戸上りの際、中国風の衣裳を身にまとわせ琉球使節をともなっていた。これにより、海

図17　江戸上りにおける楽童子「琉球楽童子白馬乗之図」
沖縄県立博物館・美術館所蔵

図18　江戸における楽童子の席書「琉球人舞楽絵巻物」（部分）
沖縄県立博物館・美術館所蔵

図19　楽童子の書「中山楽童子毛維藩茶掛」
沖縄県立博物館・美術館所蔵

外の臣民を支配下におく力があることを他藩に対して誇示し、優位性を保つことができていたのである。[45] すなわち、琉球から中国の品物を通して中国文化を摂取するのみならず、長きに渡る冊封関係によって中国文化影響を色濃く受けた琉球の民に中国的な要素を見出し、それらを必要以上に色濃く出させることを要求していたのである。

そのように、琉球人がより中国的な要素を出して振る舞った、書における例として顕著なのが、江戸上りの際、随行させられた「楽童子」である（図17）。

【表 7】薩摩の各神社に献納された琉球人の扁額一覧

	扁額	作者	奉納した年	奉納された神社
1	生而紙霊	読谷山王子朝恒	安永2年(1773)	枚聞神社
2	妙霊普済	浦添王子朝英	天明3年(1783)	枚聞神社
3	徳偏海天	義村王子朝宜	天明3年(1784)	枚聞神社
4	徳光普照	大宜見王子朝規	寛政2年(1790)	枚聞神社
5	普済群生	宜野湾王子朝陽	寛政3年(1791)	枚聞神社
6	鐘霊	義村王子朝宜	寛政7年(1795)	枚聞神社
7	徳配天	毛氏嵩原親方安執	享和3年(1803)	枚聞神社
8	瞻仰	読谷山王子朝恒	安永2年(1773)	花尾神社
9	沢敷海国	世子尚哲	安永2年(1773)	花尾神社
10	蔭長	今帰仁按司朝賞	天明7年(1787)	花尾神社
11	無斁	琉球国使者 盛島親雲上朝朗 伊集院親雲上朝義 富里親雲上朝永	天明7年(1787)	花尾神社
12	朝宗	琉球国使者 幸地親方良篤 安次富親方良頭 渡慶次親方真厚 阿波根親方朝紀	天明7年(1787)	花尾神社
13	永頼	今帰仁按司朝賞	天明７年(1787)	一之宮神社
14	徳馨	琉球国使者 幸地親方良篤 安次富親方良頭 渡慶次親方真厚 阿波根親方朝紀	天明７年(1787)	一之宮神社

『郡山郷土史』（鹿児島市　2006 年）第７編より

楽童子は一五～一八歳位の琉球の美少年たちが士族から選ばれ、その任務に就いていた[46]。宮城栄昌氏の「『江戸上り史料』の中の芸能史料[47]」によると、楽童子たちは、江戸上りの際、随行させられ、途中、薩摩をはじめ江戸に至るまでの各地で中国風の音楽を演奏したり舞踊をしていた。服装は琉球装束を身にまとい「『唐織のかぎりなき美服を着した』若き楽童子の姿は全くあでやかであった。」という。楽童子は大和めいた衣裳を着ることは禁止されていた。また、演奏の音楽は一、二曲の琉歌を除いて全て中国の曲目であったという。それだけではなく、楽童子は書を所望されることが多く、「席書」の役割も担っていた（図18）。

楽童子が書く文字の内容や書風については、音楽や舞踊と同様に、中国的なものが求められ、そのために幼い頃から稽古に励んでいたという（図19）。

また、江戸上りの際、琉球の使節たちが薩摩の神社に中国風の書をしたため寄贈したものが現在も扁額として遺されている。【表7】はそれらの扁額についての一覧である。これらの書蹟も、琉球の人物の書が、文徳の高い清朝の正統を汲むものであるとして高く評価され、中国書蹟と同様に需要のあったことを示すものといえる。

さらに、琉球の士族である古波蔵親雲上鄭嘉訓は文化十三年（一八一五）、薩摩藩主島津斉興に招かれ、藩内で書の指南役を担ったという。鹿児島市の黎明館にはこの鄭嘉訓の書が遺されている。

このように、江戸時代中期以降の薩摩には、中国書蹟を珍重し、且つ、琉球人の中国的な書風までをも評価し、積極的に摂取しようとする気風があった。それに応じて琉球王府や士族の者たちは所蔵する中国書蹟や自らの書を薩摩へ献上していた。鹿児島に現存する中国書蹟もそのような背景のもとでもたらされた書蹟だと考えてよいだろう。

第四章　江戸へ渡った中国書蹟

東京国立博物館には、琉球から薩摩を通じて江戸へ将来されたものと判断できる中国書蹟が七点現存し

【表 8】東京に現存する、琉球を経由して江戸へ将来された中国書蹟の一覧

	作者	書蹟名	形式	成立年	規格(㎝)	所蔵先	記載のみられる文献資料	本稿における図版
1	徐葆光	五言律詩	掛軸	康熙58年(1719)	107.6×56.1	東京国立博物館	有(市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊 清二)	
2	周煌	七言律詩	掛軸	乾隆21年(1756)	130.3×75.8	東京国立博物館	有(市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊 清二)	
3	汪楫	七言二句	掛軸	康熙22年(1683)	99.1×45.5	東京国立博物館	有(市河米庵『小山林堂書画文房図録』乙冊 清一)	
4	林麒焻	五言律詩	掛軸	康熙22年(1683)	81.8×39.4	東京国立博物館	有(市河米庵『小山林堂書画文房図録』乙冊 清一)	
5	全魁	五言律詩	掛軸	乾隆21年(1756)	40×64.2	東京国立博物館	無	
6	王澍	臨欧陽詢書	掛軸	不明	131.8×75.8	東京国立博物館	有(市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊 清二)	図 20
7	陳元輔	七言二句	掛軸	不明	126.4×52.1	東京国立博物館	無	

※『東京国立博物館 収蔵品目録:絵画 書跡 彫刻 建築』(東京国立博物館編集　1952 年)をもとに作成した。
記載のみられる文献資料の有無は管見による。また、書蹟の成立年については、作者の来琉年をもとに推定した。

ている。それらについてまとめたのが【表 8】である。この七点の書蹟のうち、五点の書蹟については市河米庵の『小山林堂書画文房図録』[48]に記載がみられる[49]。また、米庵と同時代の人物である浅野梅堂の著書『漱芳閣書画記』にも、薩摩の者から手に入れたとされる中国書蹟に関する記述が複数存在している。これら二件の文献の記述から確認できる、琉球を経由して江戸へ渡った中国書蹟についてまとめたのが【表 9】である。

本章では、第一節で市河米庵『小山林堂書画文房図録』の記述にみられる中国書蹟について、第二節では、浅野梅堂『漱芳閣書画記』にみられる中国書蹟について、それぞれの識語の内容を検討しながら論じていく。これにより、当時琉球を経由した中国書蹟が江戸まで将来されていた実相を明らかにしたい。

第一節　市河米庵『小山林堂書画文房図録』にみる中国書蹟

市河米庵(一七七九―一八五八)は、儒者・詩人として名高い市河寛斎の長男である。江戸京橋桶町に生まれ、名を三亥、字を孔陽、小春といった。『小山林堂書画文房図録』は、市河米庵が多年にわたり収集した品を図録として刊行したもので、唐・宋・元・明・清の墨蹟、書画、銅器、玉器、文房具などについて、模図を付し、作者、伝来などを識語として加えたものである。ここに記載された書蹟のうち、琉球を通じて米庵の手元に渡ったものと判断できるものが【資料 3】にまとめた七点である。

ここでは、米庵の記した識語から、当時、米庵が所蔵した中国書蹟の実相に迫ってみたい。

【資料 3】『小山林堂書画文房図録』に見られる琉球に関連する書蹟の識語

①徐葆光五律

徐葆光、字亮直、江南人。康熙壬辰進士。官翰林院編修。戊戌六月奉命、册封琉球。

【表 9】文献の記述から、琉球を経由して江戸へ将来されたことが確認できる中国書蹟

	引用文献	作者	文献に記された書蹟名	形式	書蹟の現存
1	市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊清二	徐葆光	徐葆光五律	掛軸	有(東京国立博物館所蔵)
2	市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊清二	周煌	周煌行書七律	掛軸	有(東京国立博物館所蔵)
3	市河米庵『小山林堂書画文房図録』乙冊清一	汪楫	汪楫行書七言二句	掛軸	有(東京国立博物館所蔵)
4	市河米庵『小山林堂書画文房図録』乙冊清一	林麒焻	林麒焻五律	掛軸	有(東京国立博物館所蔵)
5	市河米庵『小山林堂書画文房図録』乙冊清一	陳翼	陳翼草書五絶	掛軸	無
6	市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊清二	王澍	王虚舟臨欧陽率更書	掛軸	有(東京国立博物館所蔵)
7	市河米庵『小山林堂書画文房図録』庚冊清二	陳元輔	陳元輔七律	掛軸	無
8	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	汪楫	汪楫詩幅	掛軸	無
9	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	陳翼	陳翼草書幅	掛軸	無
10	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	周煌	周煌詩幅	掛軸	無
11	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	趙文楷	趙文楷詩幅	掛軸	無
12	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	李鼎元	李鼎元書	掛軸	無
13	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	高人鑑	高人鑑聯幅	聯	無
14	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	寄塵	寄塵詩幅	掛軸	無
15	浅野梅堂『漱芳閣書画記』清人懸幅	斎鯤	斎鯤書幅	掛軸	無
16	浅野梅堂『漱芳閣書画記』元明清帖冊	王文治	王文治書諸体詩冊	帖冊	無
17	浅野梅堂『漱芳閣書画記』元明清帖冊	王文治	又落花詩冊	帖冊	無

市河米庵『小山林堂書画文房図録』、浅野梅堂『漱芳閣書画記』の記述をもとに作成した。

徐書、余所經見、多臨仿者。此幅乃自運隸書。詩亦於琉球所作。事詳其著中山傳信錄。

(徐葆光、字は亮直、江南の人なり。康熙壬辰の進士。官は翰林院編修。戊戌六月命を奉じ、琉球に冊封す。徐の書、余経見せし所、臨仿する者多し。此の幅乃ち自運の隷書なり。詩も亦た琉球に於いて作る所なり。事其の著の中山伝信録に詳らかなり。)

②周煌行書七律

閣學周煌、字景垣、號海山、四川人。乾隆丁巳、奉命、冊封琉球國。(中略)余、又藏册封使全魁、趙文楷、李鼎元等、及近今人書數十幅。皆不備載。

(閣学周煌、字は景垣、号は海山。四川の人なり。乾隆丁巳、命を奉じ、琉球国に冊封したり。(中略)余、又た冊封使全魁、趙文楷、李鼎元等、及び近今の人の書数十幅を蔵するも、皆は備載せず。)

③汪楫行書七言二句

汪楫、字舟次、號悔齋、江都人。(中略)書法以骨勝、有楊凝式米芾之神。舉博學鴻詞、授檢討、充封琉球正使。(中略)寛政丙辰冬、琉球襲封、遣來使謝恩。此幅出薩人手。數轉歸餘。

(汪楫、字は舟次、号は悔齋、江都の人なり。(中略)書法は骨勝を以て、楊凝式米芾の神有り。博学鴻詞に挙げられ、検討を授け、琉球正使に充封す。(中略)寛政丙辰の冬、琉球襲封し、来使に遣ひして謝恩せしむ。此の幅、薩人の手より出で、数転して余に帰す。)

④清林麒焻五律

林麒焻石來、莆田人。(中略)按康熙廿二年、汪楫爲正使、林爲副使至琉

球。此詩、想在琉球所作。

（林麒炤石来、莆田の人なり。（中略）按ずるに康熙廿二年、汪楫正使と為り、林副使と為りて琉球に至る。此の詩、想ふに琉球に在りて作る所なり。）

⑤清陳翼草書五絶

張學禮使琉球紀載、康熙元年、張學禮、王垓、册封琉球。例有從客。姑蘇陳翼、友石。多才藝、挾以行、授王子等琴。求書者、無虛日。此書稍帶文法、頗有雅趣。

（張学礼使琉球紀に、康熙元年、張学礼、王垓、琉球に冊封す。例により従客有り。姑蘇の陳翼、字は友石。才芸多く、挟みて行くを以て、王子等に琴を授く。書を求むる者、虚日無し、と載す。此の書稍かに文の法を帯び、頗る雅趣有り。）

⑥王虚舟臨欧陽率更書

王澍、字虛舟、金壇人。（中略）余獲之薩人。蓋係琉球册封使所齎來者。

（王澍、字は虚舟、金壇の人なり。（中略）余は薩人より之を獲たり。蓋し琉球冊封使に係りて齎来する所の者なり。）

⑦清陳元輔七律

中山詩文集云、陳元輔、字昌箕、閩中人。補縣丞、康熙己巳使琉球。有枕山樓集。陳書世多傳之。皆草書磊磈。此幅小行帶草、殊爲沈勁。其詩、則使琉球時、唱和之作。陳、又有枕山樓詩話。餘家藏之。

（中山詩文集に云ふ、陳元輔、字は昌箕、閩中の人なり。県丞に補され、康熙己巳琉球に使ひす。枕山楼集有り、と。陳の書世に多く之を伝ふ。皆草書は磊磈、此の幅小行に草を帯び、殊に勁を沈するを為す。其の詩、則ち琉球に使ひし時、唱和の作なり。陳、又た枕山楼詩話有り。余之を家蔵す。）

※①から⑦の番号、および句読点は稿者による。

『小山林堂書画文房図録』に掲載された中国書蹟のうち、琉球を訪れた冊封使節の書蹟は①から⑤の五点、清から琉球へ舶来された後に薩摩を通じて米庵の手に渡り、架蔵された書蹟が⑤⑥の二点である。こ

の中には、『虚舟題跋』等の書論で著名な王澍の書蹟もみられる（図20）。

また、②の識語に「余、又た冊封使全魁、趙文楷、李鼎元等、及び近今の人の書数十幅を蔵するも、皆は備載せず。」とあるように、米庵は『小山林堂書画文房図録』に記載した書蹟以外にも、冊封使節として琉球を訪れた全魁、趙文楷、李鼎元といった人物達の書蹟を数十幅所蔵していたという。第一章で述べた通り、来琉した使節の書は琉球における需要が大変多く、尚且つ、清朝側の事情で、その高い文徳を示すべく、書蹟の揮毫や下賜がいたる所で行われていたが、それらの書蹟がほぼ間を空けずに薩摩を経由して米庵の手に渡っていたことは注目すべき事実であろう。

これらの書蹟が米庵の手元に渡ったルートについては、③の識語に「寛政丙辰の冬、琉球襲封し、来使に遣ひして謝恩せしむ。此の幅、薩人の手より出で、数転して余に帰す。」、⑥の識語に「余は薩人より之を獲たり。」とあるように、薩摩の人物を介して入手していたことが窺える。この記述により、米庵が薩摩の人物と関係をもっており、琉球から書蹟が流通するネットワークを有していたことが確認できる。しか

図20　王澍「臨欧陽詢書」　東京国立博物館所蔵

しながら、米庵が薩摩のどのような人物から、どのような場に於いて書蹟を手に入れていたのかについては、この識語のみでは窺い知ることができない。さらなる研究が必要であろう。

第二節　浅野梅堂『漱芳閣書画記』にみえる中国書蹟

浅野梅堂（一八一六―一八八〇）。名は長祚、字は胤卿、号を梅堂とした。江戸飯田町に生まれた禄高三千五百石の旗本で、書画への造詣が深く、幕末を代表する蒐集家としても名を馳せた。慶応三年（一八六七）に隠居し、維新後は入谷に移り、明治十三年（一八八〇）に六十五歳で没した[50]。

『漱芳閣書画記』[51]は、浅野梅堂がその漱芳閣に所蔵する書画、典籍、器玩について、題跋や図賞、版式、規格を記し、さらに自らの意見を交えつつ識語を加えたものである。内容は、宋元明懸幅、清人懸幅、元明清巻軸、元明清帖冊、宋元板朝鮮板旧抄本、古法帖及文房諸器玩の六部に分かれている。豊富な書画や典籍に関する情報や、識語に述べられた内容からも、この文献は、近世における中国書蹟・絵画の舶来といった日中文物交流の実情を示す貴重な資料といえるだろう。

この『漱芳閣書画記』に記載された書蹟のうち、琉球に関連するものと判断できるものが【資料４】の十点である。

【資料４】『漱芳閣書画記』にみられる琉球関連の書蹟

①清汪楫詩幅

右、行書四行。案舟次、嘗奉琉球。此詩、當爾時所作也。詩書俱佳。

（右、行書四行なり。案ずるに舟次、嘗て琉球に奉ず。此の詩、爾（そ）の時に当たり作りし所なり。詩書倶に佳し。）

②清陳翼草書幅

友石、康熙初使琉球。（中略）此書在龍國所書。僅々十字甚有可觀。昔年、赴任于浦賀。安龍困以贐之。

（友石、康熙初に琉球に使ひす。（中略）此の書龍国に在りて書する所なり。僅々十字なるも甚だ観るべき有り。

昔年、浦賀に赴任す。安龍囷以て之を贖とす。）

③清周煌詩幅

按、煌、字景垣、號緒楚、四川涪洲人。乾隆二十一年、以翰林院編修、副全魁而奉使琉球。此蓋彼時所書也。書法沈着、詩亦太雅。不失學士之本色。

（按ずるに、煌、字は景垣、号は緒楚、四川涪洲の人なり。乾隆二十一年、翰林院編修を以て、全魁に副ひて琉球に奉使す。此れ蓋し彼の時に書する所なり。書法沈着にして、詩も亦た太だ雅なり。学士の本色を失はず。）

④清趙文楷詩幅

按、文楷、江南太湖縣人。嘉慶五年、以翰林院修撰奉使琉球。此蓋在彼所書者。

（按ずるに、文楷、江南太湖県の人なり。嘉慶五年、翰林院修撰を以て琉球に奉使す。此れ蓋し彼に在りて書する所の者なり。）

⑤李鼎元書

此亦在琉球所書者。按鼎元、字墨莊、四川綿州人。官内閣中書舍人。嘉慶五年副趙文楷而使琉球。

（此れも亦た琉球に在りて書する所の者なり。按ずるに鼎元、字は墨莊、四川綿州の人なり。官は内閣中書舍人。嘉慶五年趙文楷に副ひて琉球に使ひす。）

⑥清高人鑑聯幅

高人鑑、道光年册封使。故其蹟、自龍求多傳。

（高人鑑、道光年の冊封使なり。故に其の蹟、龍求より多く伝へり。）

⑦清寄塵詩幅

右行書三行。筆意勁攀。

（右行書三行。筆意勁攀たり。）

⑧清齋鯤書幅

行書。書、通暢。

（行書。書、通暢たり。）

⑨清王文治書諸体詩冊

嘗従全魁、至琉球。故其書、頗傳我邦。然多片詞隻句、未見如此本完具精妙者也。

（嘗て全魁に従ひ、琉球に至る。故に其の書、頗る我邦に伝ふ。然れども片詞隻句多く、未だ此の本の如く完具にして精妙なる者を見ざるなり。）

⑩又落花詩冊

夢樓、従乾隆廿一年册封使全魁、周煌等赴琉球。于時歳猶廿餘。書法専歩趨坡仙。而今存我邦者、多係此時之筆。

（夢楼、乾隆廿一年冊封使全魁、周煌等に従ひて琉球に赴く。時に歳猶ほ廿餘。書法は専ら坡仙に歩趨す。而して今我邦に存する者、多く此の時の筆に係れり。）

※①から⑩の番号は稿者による。

これらの識語を見てみると、梅堂は「此の詩、当に尓の時に作る所なり。」「蓋し彼に在りて書する所の者なり。」と記し、これらが琉球で揮毫された書蹟であると推察している。⑦の寄塵[52]、⑧の齋鯤[53]については、書人として著名な人物ではないためであろうか、梅堂の識語に琉球を訪れた人物であるという記載はみられない。一方で、王文治に対しては、かつて琉球を訪れたことや、それゆえに我が国に伝来する書蹟が非常に多いことを指摘している。これらの識語から、幕末においては、すでに王文治が琉球を訪れていた事実は、江戸の文人にとって周知の事実であったことが分かる。このことは、それだけ中国の書蹟や書人に関する情報が清や琉球から江戸へ伝達されるネットワークが形成されていたことの証左であろう。

梅堂は米庵と同様に、それらの書蹟を所蔵するのみならず、その学識趣味に従って広範囲の人々と交際していた[54]。そのメンバーには、伊勢長島藩主の増山正賢、伊勢神戸藩主の本多忠敬、肥前蓮池藩主の鍋島直興といった藩主や、米庵、貫名海屋といった書家であり鑑識家でもある人物など多岐に渡っていた[55]。『漱芳閣書画記』の内容を見ていくと、彼らがその文化人サークルにおいて、詩文を語り書画を鑑賞し合い、己の収蔵を誇り他の逸品を羨望するなど、まさに文人たる日常を送っていたことが読み取れる。

今後は、琉球を経由して薩摩から江戸へもたらされた中国書蹟が、これらの書家たちによってどのよう

に評価され、彼らの書作にいかなる影響を与えたのかについても明らかにしていきたい。

おわりに

以上、四章にわたり、琉球から薩摩、薩摩から江戸へ渡った中国書蹟について、現存する書蹟のリストを提示し、現存しない書蹟に関しては文献資料の記述からそれらの書蹟が存在した事実を明らかにした。また、それらが伝播した社会的背景については、真栄平氏の諸研究をはじめ歴史学の研究を頼りとしながら把握に努めた。

本研究で紹介した沖縄や鹿児島、そして東京に所蔵されている書跡のうち、現在、展覧会等で実見が可能なものは、東京国立博物館で時折展示される市河米庵コレクションをはじめとする数点に過ぎない。今後、これらの書蹟の存在を人々に周知し、書道史上に位置付けていくためには、それらが美術品として個別に有する美的価値がいかなるものであるのかを明らかにすること、さらに、これらの中国書蹟が揮毫され、流通した当時における社会的価値を明らかにしていくことが必要であると考える。その点で、本研究がこれらの書蹟とその流通ルートの存在を理解する一助となれば幸いである。

これらの中国書蹟が揮毫された清において、書蹟は国の文化レベルの高さを示す最先端の文物でありツールであった。王文治や何紹基をはじめとする時代を代表する文人達が琉球を訪れ、貴重な文物として人々に認識されていた書蹟が多数もたらされていたのである。

今後は、それぞれの書蹟が制作された背景や、その書風の分析をし、いかに書作品として個別の価値を持つものであるのかも明らかにしていく必要があろう。また、これらの中国書蹟が琉球や薩摩、江戸において如何に受容され、書作品として展開していったのかを明らかにしたい。

〈注〉

（1）島谷弘幸「江戸時代における中国文化の受容」（『東京国立博物館　特別展観　唐様の書』東京国立博物館、一九九六年）、髙橋利郎『江戸の書』（二玄社、二〇一〇年）。

(2) 大庭脩「海を渡った中国の『書』――江戸時代に舶載された法帖類――」(『月刊しにか』十一月号　大修館書店、一九九八年)、大庭脩「江戸時代に舶載された法帖の研究」(『書学書道史研究』第八号書学書道史学会、一九九八年)、大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』(関西大学東西学術研究所、一九六七年)。

(3) 前掲注(1) 島谷弘幸「江戸時代における中国文化の受容」。

(4) 前掲注(2) 大庭脩「海を渡った中国の『書』――江戸時代に舶載された法帖類――」。

(5) 壷井義正「解題」(『関西大学東西学術研究所資料集刊八　附注影印　漱芳閣書画記』関西大学東西学術研究所、一九七三年)。

(6) 『冊封使――中国皇帝の使者――』(沖縄県立博物館友の会、一九八九年)。

(7) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』(関西大学東西学術研究所、一九六七年)。

(8) 琉球と中国、そして薩摩等の関係と文物交流については、真栄平房昭「琉球王国に伝来した中国絵画――唐物の輸入と王権をめぐる視点――」(『沖縄文化』百号　沖縄文化協会、二〇〇六年)、真栄平房昭「海を越えた扁額――『薩遊紀行』にみる琉球・中国の扁額――」(『海が繋いだ薩摩――琉球』南さつま市坊津歴史資料センター輝津館、二〇〇九年)、真栄平房昭「琉球使節の唐旅と文化交流」(『アジア遊学』No.147　勉誠出版、二〇一一年)などの研究がある。また、薩摩と琉球の文物の交流については、高津孝氏の『博物学と書物の東アジア――薩摩・琉球と海域交流――』(容樹書林、二〇一〇年)に詳しい。

(9) 『昭和五十七年度沖縄県文化財調査報告書第四十四集　歴史資料調査Ⅳ　扁額・聯等遺品調査報告書』(沖縄県教育委員会、一九八二年)。巻頭の「資料目録」によると、これが沖縄に遺された書蹟に関する初めての調査であるという。

(10) 陳大端・真栄平房昭(訳)「清代における琉球国王の冊封」(『九州文化史研究紀要』第三十三号　九州文化史研究所編、一九八八年)。

(11) 「冊封使録」とは、琉球を訪れた明や清の冊封使たちが、琉球で行われた故王の諭祭と新王の冊封の儀式、そして滞在中に見聞した風俗・習慣地理・歴史・言語などについて、帰国後に記したもの。当時の中国人の目を通した琉球の有り様を概観できる点で、琉球史の研究に於いては欠かせない史料である。

(12) 「馬姓家譜(小禄家)」(『那覇市史』家譜資料三　那覇市史編集室、一九八二年)の「九世馬亮功(仲里里主)」の頁。

(13) 「毛姓家譜(伊野波家)」(『那覇市史』家譜資料三　那覇市史編集室、一九八二年)の「十三世盛盈」の頁には次のような記述がみられる。「道光十八年戊戌六月、勅使問安之時、正使林鴻年賜掛床字、並物件。副使高人鑑賜掛床字、並物件。八月十六日、正副使遊覧弁嶽之時、賜掛物各一幅、十八日遊覧末吉宮之時、正副使賜掛物各一幅。」。

(14) 城間圭太「何紹基と琉球訪問――沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵『冊封琉球賦』を中心に――」(『大学書道研究』二号　全国大学書道学会、二〇〇九年)。

(15) 前掲注(6) 『冊封使――中国皇帝の使者――』。

(16) 黛武彦「清代の翰林院――清初から嘉慶期まで――」(『専修大学人文科学研究所月報』第一九四号　専修大学人文科学研究所、二〇〇一年)。

(17) 黒江一郎「王文治と琉球」(『宮崎大学教育学部紀要』二一号　宮崎大学教育学部、一九七六年)。

(18) 『清史列伝』巻七三、『碑伝集』巻九、『続碑伝集』巻一八、『国朝書人輯略』巻一〇に所収。青木正児氏の「何紹基の書学」

は、『青木正児全集』第二巻「支那文学芸術考」（春秋社、一九七〇年）に所収。いずれも、道光十七年から十八年の何紹基の詳細について触れていない。

(19)「東洲草堂文鈔」については、『清代稿本百種彙刊』七二（文海出版社、一九七四年）、『歴代画家詩文集』二一（台湾学生書局、一九七一年）、『近代中国史料叢刊』第八九輯（文海出版社、一九七三年）の三種が刊行されている。

(20) 前掲注（14）城間圭太「何紹基と琉球訪問――沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵『冊封琉球賦』を中心に――」。

(21) 沖縄史の大家である東恩納寛惇氏（一八八二―一九六三）の旧蔵書を所蔵する文庫。一九七二年の本土復帰後は、沖縄県立図書館に継承された。一九八二年、新館建設のため同文庫は取り壊され、蔵書は図書館内の特殊文庫として活用されている。

(22)「何蝯叟日記」（『古学彙刊』広陵書社、二〇〇六年）。

(23) 前掲注（16）黛武彦「清代の翰林院――清初から嘉慶期まで――」。

(24)『清　何紹基作品集』（『書跡名品叢刊』一一〇　二玄社刊、一九六三年）所収。

(25) 前掲注（10）陳大端・真栄平房昭（訳）「清代における琉球国王の冊封」。

(26) 琉球へもたらされていた清皇帝の御書については、前掲注（6）『冊封使――中国皇帝の使者――』をはじめ、多くの研究や資料においてその一覧が作成されている。また、『御書院御物帳』に記載されている書蹟については、前掲注（8）真栄平房昭「琉球王国に伝来した中国絵画――唐物の輸入と王権をめぐる視点――」において一覧が作成され、論じられている。

(27) 前掲注（8）真栄平房昭「琉球王国に伝来した中国絵画――唐物の輸入と王権をめぐる視点――」。

(28) 渡名喜明「〈資料紹介〉『御書院御物帳』（沖縄県立博物館蔵）『御座飾帳』（同）『御書院並南風御殿御床飾』（同）」（『沖縄県立博物館紀要』第八号　沖縄県立博物館、一九八二年）。

(29)『琉球録話』（『内閣文庫所蔵写本（旧外務省本）』成島司直編、書写年不明）。

(30) 高津孝『博物学と書物の東アジア――薩摩・琉球と海域交流――』（容樹書林、二〇一〇年）。

(31) 塚本麿充「宋代皇帝御書の機能と社会――孝宗『太白名山碑』（東福寺）をめぐって」（『美術史論集』第七号　神戸大学美術史研究会、二〇〇七年）。

(32)『清代起居注冊・康熙期』（中華書局、二〇〇九年）。

(33) 陳碩炫「一、清代琉球進貢使節派遣日程について」（『琉球大学 人の移動と二一世紀のグローバル社会Ⅸ 中国と琉球人の移動を探る――明清時代を中心としたデータの構築と研究――』赤嶺守・朱徳蘭・謝必震編、彩流社、二〇一三年）。

(34)『歴代宝案』とは、琉球王国の外交文書を記録した漢文史料。全二七〇巻からなるが、現存するのは二五〇巻。

(35) 増田知之「康熙帝による『書』文化政策の一端――その法帖刊行事業を中心に――」（『金壷集――石田肇教授退休記念金石書学論叢――』石田肇教授退休記念事業会、二〇一三年）。

(36) 前掲注（30）高津孝『博物学と書物の東アジア――薩摩・琉球と海域交流――』。

(37) 小野まさ子他「史料紹介　岸秋正文庫『薩遊紀行』」（『史料編集室紀要』沖縄県教育庁文化財課史料編集班、二〇〇六年）に原文が掲載され、注も付されている。

(38)『鹿児島神宮史』（鹿児島神宮社務所、一九八九年）。

(39) 中国・北宋の政治家、文人。字は希文、謚は文正。

(40) 前掲注 (30) 高津孝『博物学と書物の東アジア――薩摩・琉球と海域交流――』。
(41) 真栄平房昭「海を越えた扁額――『薩遊紀行』にみる琉球・中国の扁額――」(『海が繋いだ薩摩――琉球』南さつま市坊津歴史資料センター輝津館、二〇〇九年)。
(42) 横山學「琉球物の流行と近世の琉球学」(季刊『文学』第九巻・第三号 岩波書店、一九九八年)、宮城栄昌「『江戸上り史料』の中の芸能史料」(『沖縄文化研究』三号 法政大学沖縄文化研究所、一九七六年) 等。
(43) 前掲注 (1) 島谷弘幸「江戸時代における中国文化の受容」。
(44) 斉藤全人「渡辺始興草花図にみられる琉球植物――薩摩絵師木村探元との関係をふまえて――」(『美術史』五六号 美術史学会編、二〇〇六年)。
(45) 前掲注 (44) 斉藤全人「渡辺始興草花図にみられる琉球植物――薩摩絵師木村探元との関係をふまえて――」。
(46) 楽童子については、前掲注 (42) 宮城栄昌「『江戸上り史料』の中の芸能史料」及び、崎原綾乃「琉球使節の文化交流～文学・芸能～」(『薩摩の琉球侵攻四〇〇年 琉球使節江戸へ行く!～琉球慶賀使・謝恩使一行二〇〇〇キロの旅絵巻～』沖縄県立博物館・美術館、二〇〇九年) などに詳しい。
(47) 前掲注 (42) 宮城栄昌「『江戸上り史料』の中の芸能史料」。
(48) 市河米庵『小山林堂書画文房図録』(『日本書論集成』第四巻 西川寧編 汲古書院、一九七八年)。
(49) 米庵の収蔵品は、その歿後に散佚したが、子息の市河三兼氏が再収集に尽力し、明治三十三年 (一九〇〇)、東京帝室博物館に寄贈したという。
(50) 浅野梅堂については、次のような研究に詳しい。田村悦子「浅野梅堂自筆稿本『墨華塾書画銘心録・同本朝書画銘心録』の研究」(『美術研究』第三三一号 東京文化財研究所企画情報部編、一九八五年)、脇本十九郎「漱芳閣書画記とその著者浅野梅堂に就いて」(『美術研究』第三五号 東京文化財研究所企画情報部編、一九三四年)、竹之内茂「浅野梅堂『寒檠璅綴』の成立過程」(『東洋文化』三三六号 財団法人無窮会、二〇〇九年)、遠藤秀紀「『仙嶽闢路図』に見る浅野梅堂の『書』について」(『山梨大学 国語・国文と国語教育』第一七号 山梨大学国語国文学会、二〇一〇年)、坂口筑母『浅野梅堂 幕末の文化人』上巻・下巻 (明石書房、一九八二年)。
(51) 前掲注 (5) 壷井義正「解題」。
(52) 寄塵 (生没年不詳) 一八〇二年に冊封副使李鼎元の従客として琉球を訪れた。
(53) 斎鯤 (一七七六―一八二〇) 一八〇七年に琉球を訪れた。
(54) 前掲注 (50) 坂口筑母『浅野梅堂 幕末の文化人』。
(55) 前掲注 (50) 坂口筑母『浅野梅堂 幕末の文化人』。

附記 本稿は平成二十六年度第二回公募 公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成による成果である。沖縄県立博物館・美術館、一般財団法人 沖縄美ら島財団 首里城公園管理部、鹿児島県霧島市立隼人歴史民俗資料館には、御厚意により調査や収蔵資料撮影の機会及び、貴重な資料の提供を賜った。また、東京国立博物館、沖縄県立図書館、尚古集成館には貴重な資料の提供を賜った。記して御礼申し上げたい。

中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』の研究
――目標の分析を中心にして――

草津祐介

はじめに

二〇一三年一月一八日、中華人民共和国教育部は『中小学書法教育指導綱要』（以降、『指導綱要』と表記）を制定した。本綱要に基づき、今後、中華人民共和国（以降、中国と表記）の小学校、中学校、高等学校において書法教育が推進されていくことになる。現在、中国の大学学部においては、書法を担当する教員養成のためとみられる募集人数の増加も見られる[1]。

本研究においては、『指導綱要』に示される目標および学習内容の性質および特徴について、関連文献を分析することによって明らかにしていきたい。

まず、中国の教育システムの概略を確認し、その教育段階について確認する。そして、各教育段階において、写字教育、書法教育にどのような目標、学習内容が設定されているのかを、『義務教育語文課程標準（二〇一一年版）』（以降、『課程標準』と表記）および『指導綱要』中の記述をもとに整理していきたい。また、その際、日本の『学習指導要領』の内容と比較することにより、中国の写字・書法教育の特徴を確認したい。

次に、『指導綱要』ついて、どのような経緯で発行されたものなのかを確認し、さらに「綱要」が中国の教育法規において、どのような位置づけがなされるのか確認したい。そのうえで、『指導綱要』以前に中国において発行された写字・書法教育に関する法規である『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要

図一　中国の学校系統図

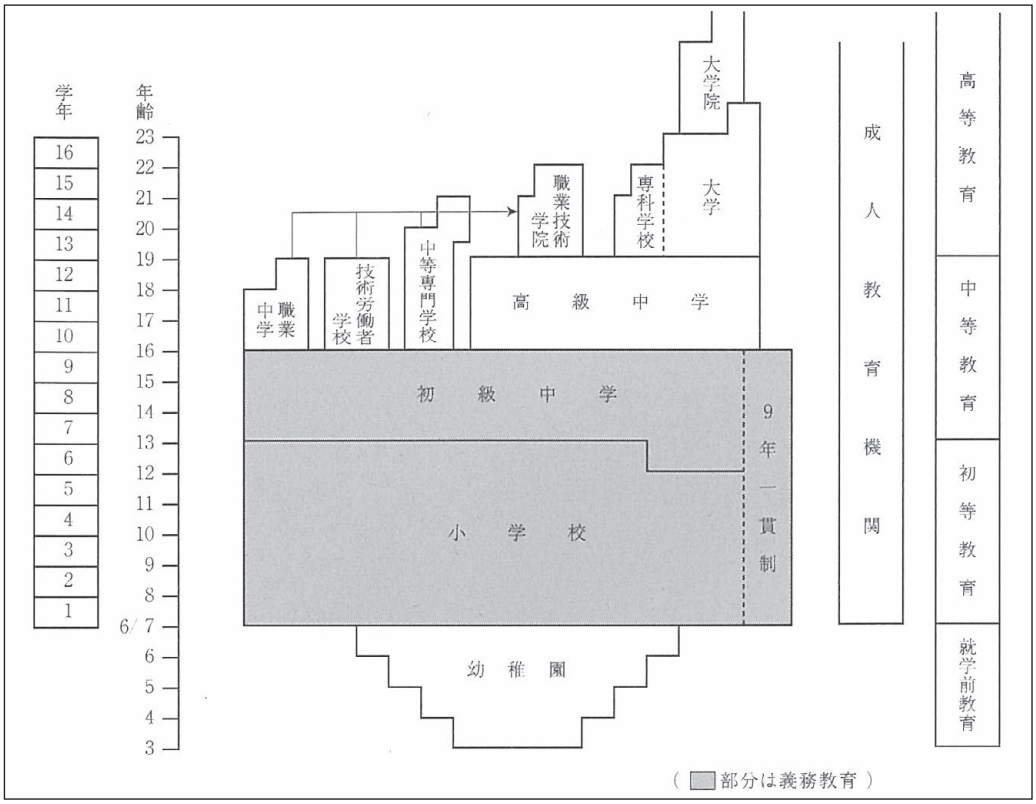

『諸外国の教育動向二〇一四年度版』（文部科学省、二〇一五年四月、明石書店）二五三ページより転載。

（試用）』（以降、『写字教学指導綱要』と表記）、『教育部関于在中小学加強写字教学的若干意見』（以降、『写字教学的若干意見』と表記）、『教育部関于中小学開展書法教育的意見』（以降、『書法教育的意見』と表記）の写字教育あるいは書法教育の目標がどのような変遷を経て『指導綱要』へと至ったのかを考察をし、『指導綱要』の位置づけを試みたい。

最後に、『中華人民共和国憲法』（以降、『憲法』と表記）、『中華人民共和国教育法』（以降、『教育法』と表記）、『国家中長期教育改革和発展規劃綱要（二〇一〇―二〇二〇）』（以降、『規劃綱要』と表記）といった上位法規中の『指導綱要』に共通する記述を確認し、現在の中国のどのような教育潮流のなかで『指導綱要』が制定されたかを考察していきたい。

『指導綱要』については、二〇一三年の制定以降、いまだ充分な研究がなされていない。『指導綱要』に示されている目標の性質を明らかにすることは、中国の写字・書法教育の研究をすすめていくうえでの基盤的性質を持つ非常に重要な作業であると考える。

第一章　中国の教育システムと写字・書法教育の現況[2]

一、中国の教育システム

まず、中国の教育システムを確認しておきたい。一九八六年制定、二〇〇六年改定の『義務教育法』によって、小学校（小学）と中学校（初中）の合計九年間の義務教育が定められた。二〇一〇年には義務教育が全国に普及したという。義務教育は一般的に小学校六年間と中学校三年で、小学校五年間と中学校四年間の九年一貫教育も見られる。中国の学校システムを図示したものが「図一　中国の学

校系統図」である。

では、中国の教育システムについて、「就学前教育」「初等教育」「中等教育」「高等教育」にわけて簡単に確認していきたい。

①就学前教育

一般的には三歳～六歳までの幼児が対象の幼児園（日本の「幼稚園」に相当）がある。小学校付設の幼児学級もある。

②初等教育

日本での小学校に相当する「小学」（以降、「小学校」と表記）があり、六年制である。基本は六歳での入学だが、地域によっては七歳まで遅れての入学も許可されている。

③中等教育

日本の中学校に相当する「初級中学」[3]と日本の高等学校に相当する「高級中学」[4]、初級中学卒業後の「中等専業学校」「技工学校」「職業中学」がある。初級中学（以降「中学校」と表記）は三～四年制。高級中学（以降「高等学校」と表記）は三年で普通教育をおこない、中等専業学校は三～四年制で職業教育をおこない、技工学校は一般的に三年制、職業中学は二～三年制である。

④高等教育

高等学校（高中）卒業後の進路としては、日本の大学学部レベルに相当する四～五年の「大学本科」、または二～三年の日本の短期大学レベルに相当する「大学専科（専科学校）」、また「職業技術学院」もある。大学の本科を卒業後には、大学院（修士、博士課程）、博士後（博士号取得研究員）の他、中国科学院や中国社会科学院といった研究所も存在する。

二、中国の写字・書法教育の現況

次に現代中国ではどのように写字・書法教育が実施されているのか、その目標と内容を中心に確認していきたい。中国の写字教育は、日本の小・中学校国語科書写教育に相当し、書法教育は、日本の高等学校芸術科書道教育に相当すると考えていいだろう。しかし、その内容や実施学年などについては、日本と異なる点がある。二〇一一年に『課程標準』[5]、二〇一三年に『指導綱要』[6]が制定され、現在の中国の写字・書法教育が実施されている。したがって、本研究においては、二〇一一年以降の中国における写字・書法教育の学習目標と内容を確認していくということになる。

『課程標準』は義務教育の小学校（小学）、中学校（初中）での語文課程の目標と教育内容を記載したものであり、硬筆および毛筆による学習についての記載が見られる。『指導綱要』は、小学校（小学）、中学校（初中）、高等学校（高中）における書法の教育内容について記載したものであり、硬筆、毛筆による書法教育の記載が見られる。

では、『課程標準』および『指導綱要』に基づき、中国では写字教育、書法教育がどのようにおこなわれることになっているか、まとめていきたい。また、日本の『学習指導要領』[7]と比較することによって、日中間の差異、特徴も確認していきたい。

①写字・書法教育の目標

ここでは、中国における写字・書法教育の目標を確認していきたい。なお、原文は簡体字表記であるが、本研究においてはすべて日本漢字に改めた。また、繁雑になるのを避けるため、原文はすべて注釈に記載した。

まず『課程標準』によって中国の写字教育の目標を確認したい。『課程標準』の「第二部分　課程目標と内容」[8]中の写字・書法教育に関わりがある箇所を訳出し確認する。

1．語文学習過程において、愛国主義、全体主義、社会主義思想の道徳的で健康的な審美情緒を育成し、個性を発展させ、精神の変革と精神的協力を養成し、だんだんと積極的な人生の態度と正確な世界観、価値観を形成していく。

2．中華文明が豊厚博大であることを認識し、民族文化の知恵を吸収する。現代の文化生活に関心を持ち、多様な文化を尊重し、人類の優秀な文化の要素を吸収し、文化品位を高める。

3．祖国の言語を熱愛する情感を養成し、言語を学習する自信を強め、良好な言語の学習習慣を養成し、言語学習の基本的方法の初歩を身につける。

4．言語能力を発展させると同時に、論理的思考能力を発展させ、科学的思想の方法を学習し、だんだんと実事求是（物事の真理を追究する）の学問態度、本当の知識を崇高する科学的態度を養成する。

5．積極的に探究型の学習をおこない、想像力と創造の潜在能力をかき立て、実践において言語を学習し運用すること。

6．中国語のピンインを学んで身につける。標準語を話すことができる。約三五〇〇文字程度の常用漢字を理解する。正確に整った漢字を写字できるようにし、一定の速度で書けるようにする。[9]

次に、『指導綱要』「二、目標と内容[10]」の「（一）書法教育の総体的目標と内容[11]」部分を訳出し確認する。

1．漢字の硬筆写字、毛筆写字の基本的な技法を学習し身につけ、写字能力を高め、良好な写字習慣を養成する。

2．漢字と書法の魅力を感じ、情操を陶冶し、審美能力と文化品位を高める。

3．漢字や書法学習を強く愛する心情を高め、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める。[12]

では、中国の『課程標準』および『指導綱要』と日本の『小学校学習指導要領（国語）』および『中学校

学習指導要領（国語）』の該当箇所を比較し、その特徴を明らかにしたい。

『小学校学習指導要領（国語）』には、その目標を「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる」とあり、『中学校学習指導要領（国語）』には、「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる」とある。日本では、書写教育を言語教育として位置づけ、言語教育としての目標が設定されている。

中国の『課程標準』に見られる目標を日本の『学習指導要領』に見られる目標と比べると、とりわけ目立つのが、思想的、道徳的な内容、価値観といった内容を、写字教育を含む語文教育[13]で学習することを目的としている点である。この点は、『指導綱要』においても、「愛国心をいっそう高める」と端的に述べられている。さらに、「中華文明」「民族文化」「人類の優秀な文化」「中華の優秀な伝統文化」と、言い方の違いはあるものの、『課程標準』および『指導綱要』ともに、文化教育としての要素がその内容に強く反映している。中国では、言語教育としての側面をもちつつも、思想教育、文化教育として、写字教育をおこなうという位置づけがなされ、愛国主義教育としての側面があることを確認できる[14]。

『高等学校学習指導要領（芸術科書道）』での書道教育の目標を確認すると、書道Ⅰにおいては、「書道の幅広い活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める」とある。書道Ⅱにおいては、「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、個性豊かな表現と鑑賞の能力を伸ばし、書の伝統と文化についての理解を深める」とある。書道Ⅲにおいても、「書道の創造的な諸活動を通して、生涯にわたり書を愛好する心情と書の伝統と文化を尊重する態度を育てるとともに、感性を磨き、個性豊かな書の能力を高める」とある。日本の高等学校でおこなわれる書道教育は文化教育の要素も含んでおり、この点で中国の写字・書法教育との共通性は確認できる。

また、中国の『指導綱要』では、「情操を陶冶し、審美能力と文化品位を高める」という記述が見られ

る。記述の後半は鑑賞能力についての記述であり、日本の『高等学校学習指導要領（芸術科書道）』との共通性も認められるが、前半の「情操を陶冶し」という情操教育としての要素は、日本の『学習指導要領』には見られず、『指導綱要』、中国の書法教育の特徴であるともいえる。

さらに、書法教育と書道教育という観点で、『指導綱要』と『高等学校学習指導要領』を比較してみると、日本の『高等学校学習指導要領』にある、「創造的な」という要素が中国の『指導綱要』には見られない。日本の書道教育は芸術教育の一貫としておこなわれているのに対し、中国の写字・書法教育は、芸術教育としての要素が強くないことが影響しているのであろう。

②小学校低学年における目標と内容

では、次に中国の小学校低学年（第一学年、第二学年）、中学年（第三学年、第四学年）、高学年（第五学年、第六学年）における目標と内容を日本の『学習指導要領』と比較しながら確認していきたい。なお、比較にあたって、中国の『課程標準』および『指導綱要』の訳文および日本の『学習指導要領』の該当箇所を「表1　日中の各学習段階における目標と内容の比較」にまとめた。

低学年においては、日本も中国も硬筆による学習のみで毛筆は用いず、学習する書体は楷書である。『課程標準』および『指導綱要』ともに、筆順のルールにしたがって文字を書くこと、間架結構に注意して書くこと、漢字の形の美しさを感じること、良好な写字習慣、正確な写字姿勢、規範的に端正に整えて写字すること等を目標にしている。

日本の『小学校学習指導要領（国語）』においては、正しい姿勢や筆記具の持ち方、点画の長短・方向・接し方、交わり方に注意して、筆順に従って書くようにとの記載があり、大きな違いは認められない。

しかし、『指導綱要』に限っていえば、硬筆での運筆感覚や硬筆における筆圧、速度変化等にも言及をしている。また、習字格という具体的な学習手段についても記載している。これらは、日本の『学習指導要領（国語）』には見られない『指導綱要』の特徴であるといえよう。

③小学校中学年における目標と内容

次に、小学校中学年（第三学年、第四学年）における目標および内容の記述について確認していきたい。中国、日本ともに小学校第三学年から、硬筆および毛筆の兼修がはじまることになる。

まず、硬筆の学習内容を見ていく。『課程標準』および『指導綱要』の内容を比べると、『指導綱要』は、硬筆の指導内容に万年筆を使用するという記載がある点、集字による練習をおこなう点に『課程標準』とのちがいがある。さらに、『指導綱要』において、第三学年より、美しさ等とともに書くスピードを求めている点にも特徴がある。

日本の『小学校学習指導要領（国語）』と比べると、文字の大きさや配置配列についての記述が『課程標準』『指導綱要』には見られない。中国では配置配列についての記述は第五学年、第六学年にその記述が初めて見られる。また、日本の『小学校学習指導要領（国語）』では、毛筆で筆圧を学ぶとの記述が見られるのに対し、中国において、「筆圧」の記述は『指導綱要』の硬筆学習全体の目標として挙げられているのみで、毛筆においては「筆圧」についての記述は見られない。

また、中国の写字・書法教育においては、毛筆による学習が小学校第三学年から始まる。『課程標準』では、「毛筆を用いて正楷字の字帖を臨摹すること」とあり、『指導綱要』は、楷書の字帖を臨摹すること、楷書の碑法帖に触れはじめることとの記載がある。この学習内容は、日本でいうならば、高等学校芸術科書道の学習内容であり、それを中国では、語文または書法の授業で小学校第三学年からおこなうというところに特徴があるといえるだろう。

なお、『指導綱要』では、推奨する楷書の碑法帖として、欧陽詢の『化度寺碑』、『九成宮醴泉銘』、褚遂良の『雁塔聖教序』、『大字陰符経』（伝）、顔真卿の『多宝塔碑』、『顔勤礼碑』、柳公権の『玄秘塔碑』、『神策軍碑』、趙孟頫の『三門記』、『妙厳寺記』を挙げている。碑法帖として、日本の芸術科書道ではあまり用いられない碑法帖も散見することを指摘しておきたい。

④小学校高学年における目標と内容

次に、小学校第五学年、第六学年における写字・書法教育の目標と内容を確認していきたい。中国の小学校第五学年、第六学年の硬筆学習においては、『課程標準』によると、楷書による写字を一定の速度で字配りを整えて書くようにとの記載がある。『指導綱要』においては、楷書によって一定の速度で配置配列に気をつけて美しく書けるようにとの記載があり内容は共通する。また、中国の第五学年以上においては、日本の小学校第三学年、第四学年において記載があった配置配列についても言及されている。

さらに、『指導綱要』の硬筆学習の内容を見ると、規範的な行楷書、通行の行楷書を学んでもいいとする。日本において行書の学習は中学校からであり、日本の『小学校学習指導要領（国語）』では、楷書での筆脈を意識した執筆、書く速さについての指導の記述が見られる程度である。

中国の小学校第五学年、第六学年の毛筆学習について、『課程標準』においては、毛筆で美しく楷書を書くようにとの記載がある。『指導綱要』においては、碑法帖の臨書が中心の内容になり、運筆、用筆、間架結構などにおいてより高い水準での技術内容を求めている。そして、注目すべきは、小学校高学年において書法鑑賞の初期的学習についての記述が見られる点であろう。

『指導綱要』において挙げられている推奨鑑賞作品は、『泰山刻石』、皇象『急就章』、『石門頌』、『西狭頌』、『張遷碑』、鍾繇『宣示表』、陸機『平復帖』、王羲之『得示帖』、王献之『中秋帖』、王珣『伯遠帖』、『張猛龍碑』、智永『真草千字文』、『等慈寺碑』、孫過庭『書譜』、『霊飛経』、張旭『古詩四帖』（伝）、懐素『自叙帖』、黄庭堅『松風閣』、米芾『蜀素帖』、趙孟頫『道徳経』、王鐸作品、呉昌碩作品、于右任作品、魯迅作品、沈伊黙作品、郭沫若作品、毛沢東作品、林散之作品、沙孟海作品、啓功作品である。

この『指導綱要』の内容は日本においては、中学校国語科書写よりも高等学校芸術科書道の内容との共通性が強いことが確認できる。

中国の小学校では一貫して、「正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること」という目標として見られ、写字姿勢と写字習慣が非常に重視されている点も重要であろう。

表1　日中の各学習段階における目標と内容の比較

		中国		日本
		義務教育語文課程標準（二〇一一年版）	中小学書法教育指導綱要	学習指導要領
小学校	低学年（第一学年、第二学年）	1．好んで漢字を学習し、自発的に識字や写字をおこなう気持ちを持つこと。 2．常用漢字一六〇〇文字程度を理解し、うち八〇〇文字程度を書けること。 3．漢字の基本点画と常用の偏と旁の部首を把握し、筆順の規則に従い硬筆で文字を書け、間架結構に気をつけること。初歩的な漢字の形体美を感じること。 4．良好な写字習慣の養成を努力し、正確な写字姿勢で、規範的に整ってきれいに書けること。	鉛筆を用いて正しい楷書を書き、漢字の基本的な筆画、常用する偏や旁といった部首や基本的な筆順のルールを体得する。習字格（罫線）によって漢字の筆画と間架結構を把握し、写字力に規範、端正さ、清潔さを求め、漢字の形体美について初歩的な体験をする。	（ウ）文字に関する事項 （ア）平仮名及び片仮名を読み、書くこと。また、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うこと。 （イ）第一学年においては、別表の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）の第一学年に配当されている漢字を読み、漸次書き、文や文章の中で使うこと。 （ウ）第二学年においては、学年別漢字配当表の第二学年までに配当されている漢字を読むこと。また、第一学年に配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、第二学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、文字の形に注意しながら、丁寧に書くこと。 イ　点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順に従って文字を正しく書くこと。
	中学年（第三学年、第四学年）	1．漢字の学習に対して強い興味を持ち、主導的に識字に取り組む習慣を養成すること。 2．合計二五〇〇文字程度の漢字を理解し、そのうち一六〇〇文字程度を書けること。 3．初歩的な独立した識字能力をもつこと。音序検字法（漢字音による検字法）と部首検字法を用いて字典や詞典で調べられること。 4．硬筆を用いた正楷字の写字に熟練し、規範的で端正で美しい文字が書けるようになること。毛筆を用いて、正楷字の字帖を臨摹すること。 5．正しい写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。	【硬筆】 小学校中学年では、万年筆を用いた学習を開始し、万年筆を用いた正しい楷書の写字に熟練し、端正かつバランスのよい漢字を書き、できるだけ美しさを追求し、次第に速く書くようにしていく。 【毛筆】 1．毛筆の執筆要領と正確な写字姿勢を把握し、筆、墨、紙、硯などの常用の写字用具の常識を理解し、正確に使用し管理することを学習する。写字環境を清潔に保つことに注意する。 2．毛筆を用いて楷書の字帖を臨摹することを学び、臨書の基本的な方法を把握する。楷書の基本点画の書き方を習得し、初歩的な起筆、送筆、収筆の基本的方法を理解する。習字格を用い、文字の筆画と間架結構を把握するよう注意しなければならない。 3．楷書の古典碑法帖に触れはじめ、初歩的な感性の認識を獲得する。集字による練習を試みる。	ウ　文字に関する事項 （ア）第三学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。 （イ）第三学年及び第四学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。 （ウ）漢字のへん、つくりなどの構成についての知識をもつこと。 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　文字の組立て方を理解し、形を整えて書くこと。 イ　漢字や仮名の大きさ、配列に注意して書くこと。 ウ　点画の種類を理解するとともに、毛筆を使用して筆圧などに注意して書くこと。
		1．より高いレベルでの独立した識字能力を身につけること。合計三〇〇〇文字程度の漢字を読め、その中の二五〇〇文字程度が書けること。	【硬筆】 小学校高学年では、横線を使ってノートへの文章の練習をする時、配置配列が整い、美しくなるようにできる	ウ　文字に関する事項 （ア）第五学年及び第六学年の各学年においては、学年別漢字配当表の当該学年までに配当されている漢字を

中学校	高学年（第五学年、第六学年）
1．上手に字典、詞典を使用し一人で文字を調べることができ、多種な検字方法を使えるようになること。合計三五〇〇文字程度の漢字を理解できること。 2．硬筆を用いた上手な正楷字の写字の基礎のうえに、規範的、通行的な行楷字を書くことを学び、写字スピードを高める。 3．著名な名家の書法を臨摹し、書法の審美価値を体得すること。 4．正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。	2．硬筆で楷書を写字し、字配りを整え、できるだけ美しく書き、一定の速度で書くこと。 3．毛筆を用いて楷書を書け、写字において漢字の美しさを体得すること。 4．正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること。
【硬筆】 中学校段階においては、規範的行楷書、通行の行楷書を学ぶ。 【毛筆】 1．継続して毛筆を用いて楷書の古典碑法帖を臨摹し、できるだけ精緻にできるようにする。興味のある学生は隷書、行書など、その他の書体に挑戦し、篆刻の常識を理解する。 2．代表的な書家や作品について理解する。基本点画、結構、章法から背景などの方面まで学び、書法作品について鑑賞し、書法の美をだんだんと感じとり、他の人と鑑賞して感じたこと分かったことを交流する。 3．クラス、学年、学校、地域社会での活動および家庭生活において、自分の写字技能を積極的に用いる。	だけ努め、一定の速度で書くことを求める。興味のある学生は硬筆を用いて試しに規範的行楷書、通行の行楷書を学んでもよい。 【毛筆】 1．継続して毛筆を用いて楷書を書き練習する。毛筆の運筆方法をより熟練して身につけ、筆の上げ下げ、力の入れ方、リズム等の変化を体得する。習字格を用いて、点画の規範、結構のバランス、均整のとれた美しさを次第につかむようにする。正確な写字姿勢と良好な写字習慣を維持する。 2．楷書の古典の碑法帖の臨摹に挑戦し、その特徴を体得し、臨摹能力が次第に向上するようにする。臨摹やその他の写字活動中において、先に脳で考え、その後手を動かす習慣を養成する。 3．書法作品の鑑賞の学習をする。条幅、斗方（正方形の紙）、対聯など、よく見かける書法作品の形式について理解する。書法の社会生活における応用に注意を払う。古典の碑法帖の鑑賞を通して、初めは篆書、隷書、草書、楷書、行書の五種類の書体を認識し、書体のおおよその変遷過程を理解し、次第に異なる書体の美を体験する。 4．初歩的な書法の応用意識を持ち、学習と生活において自分の写字技能を好んで運用しようとする。
〔第一学年〕 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書くこと。 イ　漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。 〔第二学年〕 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。 イ　目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。 〔第三学年〕 〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。	読むこと。また、当該学年の前の学年までに配当されている漢字を書き、文や文章の中で使うとともに、当該学年に配当されている漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと。 （イ）仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。 （2）書写に関する次の事項について指導する。 ア　用紙全体との関係に注意し、文字の大きさや配列などを決めるとともに、書く速さを意識して書くこと。 イ　目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。 ウ　毛筆を使用して、穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと。

⑤中学校における目標と内容

次に中学校における写字・書法教育の目標と学習内容についてみていきたい。『課程標準』には、小学校に引き続き、「正確な写字姿勢で、良好な写字習慣を身につけること」との記述が見られ、正確な姿勢での写字、良好な写字習慣を非常に重視していることが伺える。これは、これまで識字教育を強化してきたなごりであるともいえるであろう。

では、中国の中学校における硬筆学習について確認したい。『課程標準』においては、上手な正楷字の基礎のうえに、規範的な行書、通行的な行書を書くこととし、写字スピードに力点がおかれている。『指導綱要』においては、規範的行楷書、通行の行楷書を学ぶとの記載がある。日本の書写教育においては、中学校から行書の学習をはじめることになっているが、「規範的」、「通行的」というかたちで「行書」を区別することや行書の「行楷字」「行楷書」といった分類はなく、この点は中国書法史の流れに立脚した中国の写字・書法教育の大きな特徴であるといえよう。

次に中国の中学校における毛筆学習について見ていきたい。『課程標準』では、著名な名家の作品の臨摹が学習内容に含まれており、臨摹により「書法の審美価値」を体得するとなっている。また、『指導綱要』においては、精緻な古典碑法帖の臨摹が学習内容であり、学習する書体は楷書、行書、隷書、その他の書体および篆刻となっている。さらに代表的書家や作品について、書学書道史的な内容も学習することになっている。すでに述べた『指導綱要』掲載の推奨する楷書以外の臨書碑法帖として、行書の碑法帖には、王羲之『蘭亭序』（神龍半印本）、顔真卿『祭姪文稿』、蘇軾『黄州寒食詩巻』、趙孟頫『洛神賦』、隷書の臨書手本として、『乙瑛碑』、『礼器碑』、『史晨碑』、『曹全碑』が挙げられている。中国の中学校の毛筆による学習は、鑑賞や学習内容などの記述があり、日本の高等学校芸術科書道の学習内容と大いに共通性があるとはいえよう。

第二章　『中小学書法教育指導綱要』について

では、次に『指導綱要』について、その発行の経緯、法的な位置づけを確認し、『指導綱要』以前の写字・書法教育に関する法規から『指導綱要』に至る目標と学習内容の変遷を確認したい。さらに、『指導綱要』の上位法規にあたる『憲法』『教育法』『規劃綱要』の三つの上位法規中、『指導綱要』に関連する記述を確認していきたい。

一、発行に至る経緯

まず、『指導綱要』が発行されるに至る経緯について、『中小学書法教育指導綱要解読』[15]の記述を参考にしてまとめる。

二〇一一年五月、教育部基礎教育二司は、「中小学書法教育指導綱要専家研制工作組」を組織した。教育部基礎教育二司は、中華人民共和国教育部の教育部学前教育弁公室と教育部特殊教育弁公室を指す。「中小学書法教育指導綱要専家研制工作組」は、首都師範大学中国書法文化研究院名誉院長である欧陽中石を代表として、華中師範大学教授であり国家基礎教育課程教材専家委員会の委員である雷実、中国教育学会書法教育専業委員会常務副理事長である張鳳民を主要メンバーとする。さらに、郭振有、劉守安、王元軍、王亜輝、趙士英、席殊、李亮らがその名をメンバーに連ねている。首都師範大学中国書法文化研究院、華東師範大学、華中師範大学、北京師範大学の一部教員や北京市、天津市、武漢市、江蘇省、吉林省の教研員[16]、研究員、校長、教師も綱要の研究・制定・修正作業に助言をしているという。

一年ほどかけて、研制組は写字・書法教育の歴史文献、書法教育の原理と理論、書法教育の現状調査をおこない、『指導綱要』の初稿を完成させ、広く意見を求めた。また、綱要の研究・制定作業の過程においても教育部基礎教育二司は様々な段階の『指導綱要』について、各地の研究組織、教師、教研員、書法教育の専門家に意見を求めたという。

教育部基礎教育二司は各省の教育庁の下、二〇一二年四月、『中小学書法教育指導綱要（征求意見稿）』を発行し、意見を求めるとともに、中国書法家協会にも意見を求めた。集まった意見をもとに、教育部基礎教育二司の鄭富芝司長、申継亮副司長および教育部基礎教育課程改革専家委員会の朱慕菊秘書長などと何回も研制小組が共同で協議をしながら綱要の修正にあたった。そして、『指導綱要』が二〇一三年一月一八日に制定されるに至った。

二、『中小学書法教育指導綱要』の教育法規における位置づけ

ここでは、『指導綱要』が中国の教育法規においてどういった位置づけがなされているのか確認していきたい。

日本の『学習指導要領』は、それ自体が法的な拘束力をもっているわけではなく、『学校教育法施行規則』（文部省令）の委任により制定され、法律を補充するという性質から、法的命令の性質をもつものであることは周知の通りである。

では、『指導綱要』は中国でどのような法的位置づけになるのだろうか。「綱要」の法的位置づけを確認することによって、『指導綱要』の法的な位置づけについて考えてみたい。

篠原清昭によると、中国の教育法をより広義に捉えると、次の五種に分けられるという[17]。

一、全国人民代表大会が審査し公布する教育法律。

二、国家の行政活動を指導・監督する国務院が、憲法と法律にもとづいて制定・公布する教育方面の行政法規。その名称は、条例・規定・方法等。

三、国務院内部の各部・委員会が法律と国務院の行政法規にもとづいて、その部門内部の権限内で制定する教育方面の規則。その名称は、規定・方法・細則・大綱・綱要・守則標準等。

四、各省・自治区・直轄市の人民代表大会とその常務委員会が、憲法・法律・行政法規に抵触しないかぎりにおいて制定する地方の教育法規（この場合、省・自治区の人民政府所在地の市と国務院が承認

する大規模な市の人民代表大会もまた同等の権限をもつ）。

五、省・市の人民政府が法律と国務院の行政法規を根拠として制定する教育規則（なお、それには「国家の承認」を条件とし、国家の行政の施行規則的内容をもつことが必要）。

篠原清昭の分類に基づくと、『指導綱要』は教育部の発行した法規であり、三番目の教育規則にあたるといえる。とすると、『指導綱要』は教育法として当てはまるというだけでなく、法的根拠が非常に強いものであると考えられる。

中国において最高法規は『憲法』である。教育法において、最上位にあたる法律が『教育法』であり、『教育法』はすべての教育法の「母法」であり、教育の「根本法」として位置づけられる。その次に位置する教育法が、「部門教育法」とよばれる教育法で、「職業教育法」「学位条例」「義務教育法」「教師法」「高等教育法」などがある。

その次にあたるのが、国務院や教育部といった中央教育行政機関によって制定される教育行政法規や教育行政規則である。篠原清昭によると、「これらの教育行政法規や規則の多くが、部門教育法より先に数多く制定され、教育政策の具現化のための国家規範として機能していた[18]」という。したがって、「部門教育法」の先行法としての法的価値を持ち、「部門教育法」が未整備の状況においては、「部門教育法」の代替教育法としての法的価値が認められるという[19]。『指導綱要』は教育部発行のものであり、この教育行政法規に相当すると考えられる。とするならば、『指導綱要』の法的位置づけは決して低いものではないということは確認できそうである。

第三章　『中小学書法教育指導綱要』に至るまでの目標の変遷[20]

一、『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』において示された写字教育の目標

では次に、『指導綱要』に至る写字・書法教育の主な法規について、その変遷を見ていきたい。中国の写字教育を考えるうえで重要なのが、一九九七年に中華人民共和国教育委員会によって制定された『写字教学指導綱要』[21]である。

「写字は小学生が備えるべき重要な言語能力の一つであり、写字教育は小学校語文（国語）教育の重要な内容である。写字教育をきちんと実施することは、学生の学習と今後の仕事にすべからく重要な作用をおよぼす」[22]という前文からはじまる『写字教学指導綱要』は、その内容も具体的で、近代中国の写字・書法教育の方向を決定づけたものであるといえる。『写字教学指導綱要』は、以下の構成で記述される。

一、教育の目的と要求
二、教育の主な内容
三、教育の原則と注意すべき問題
四、各学年における教育の内容と要求
　六年制小学校の各学年における教育内容と要求
　五年制小学校の各学年における教育内容と要求
附録
一、教材として取りあげる主要な文字の例
二、漢字部首名称表（小学校用）

三、漢字基本点画名称表
四、写字筆順規則表[23]

一九九七年といえば、香港がイギリスから中国に返還され、近代化に突き進んでいく転換点にもあたる年でもある。そんななか、国家教育委員会が基礎教育の改革と発展と方針として示したものが、この『写字教学指導綱要』である。

では、『写字教学指導綱要』において、写字教育の目標がどのように記述されているのか、確認していきたい。原文は、『学科教育』一九九七年第九期[24]に掲載のものを用いた。

一、教育の目標と要求

小学校における写字教育の目標は、次の通りである。学生が鉛筆や万年筆を用いて文字を書けるようにし、毛筆によって文字を書くことを学習し、学生が正確な漢字の写字能力を育成すること。識字教育の成果をしっかりとしたものにし、学生の祖国の言語を愛する嗜好を育成し、心理を陶冶し、審美能力を育成すること。真面目で注意深く調査する学習態度と良好な意志・品格を養成すること。

写字教育では以下のことを指導するよう求める。学生が正確な写字姿勢、執筆法、運筆法によって書くよう養成すること。識字教育の基礎に基づき、漢字の点画、部首、結構の特徴についてさらに深く理解すること。初歩的な漢字の写字方法について習熟すること。鉛筆で書く文字、万年筆で書く文字を次第に適切に正しくきれいに整えて書けるようになっていくこと。文字の配置を整えて一定の速度で書くこと。毛筆による文字の写字も重視し、毛筆による写字訓練を強化し、学生に描紅や仿影によって臨書させ、次第に毛筆で均整をとって書けるようになり、紙面をきれいにできること。学生の写字についての興味と審美能力の育成を重視すること。学生が真摯に写字し筆記用具を大切にするよう重視して育成すること。[25]

ここで述べられている目標を整理すると次の三点に集約できる。

①硬筆・毛筆による正確な写字。
②漢字を愛する嗜好、良好な心理、鑑賞能力の育成。
③真摯な学習態度、良好な人格の育成。

その目標を達成するために、『写字教学指導綱要』では次の六点を指導するうえで必要とする。

①正しい姿勢で、正しい筆記具の持ち方で、正しい筆記具の使い方を指導すること。
②漢字の点画、部首、構成について詳しく指導すること。
③漢字の初歩的な写字方法、適切に正しくきれいに整えて書く指導をすること。
④配置、書く速度に気をつけた指導をすること。
⑤描紅や仿影といった中国の伝統的な練習方法を用い、毛筆による写字の指導を強化し、毛筆においてもきれいに整えて書けるようにすること。
⑥写字について興味を引き出し、鑑賞能力を育成し、写字や筆記用具に対する真摯な態度を育成すること。

一九九七年の段階では、当時の中国の生徒の状況や教育環境もあり、整った字を書くという写字とともに正確な文字を書く識字教育が重視される傾向にある。

学習内容として『写字教学指導綱要』に示されているものを見ると、その筆頭に「情感、興味の育成」が挙げられ、「初めは学生に漢字の歴史や文化価値を紹介し、学生の祖国の文字を熱愛する情感を育成する」としている。また、続いて「学生にわが国の書法に関係する話を紹介し、学生の漢字の構造の特徴と写字を認識し、漢字使用の過程で学生の写字に対する興味と審美能力を育成する」としている。『写字教学

指導綱要』では、「漢字を愛する嗜好」は、示されているものの強調されているわけではない。

二、『教育部関于在中小学加強写字教学的若干意見』において示された写字教育の意義

では、二〇〇二年に発行された『写字教学的若干意見』で示された写字教育の意義について整理したい。なぜ『写字教学的若干意見』が発行されたのか。『写字教学的若干意見』前文により、『写字教学的若干意見』発行の理由を確認したい。考察に当たっては、『教育部政報』二〇〇二年六期および『中華人民共和国国務院公報』二〇〇三年七期に掲載のものを参考にした。

一九九八年に教育部が『九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）』を発布し実施して以来、各地で小学校段階の写字教育についてあまねく力をいれて指導がなされてきた。しかし、一部の地域と学校での写字教育では、適切な写字教育の指導がなされてこなかった。そのことにより、学生の基本的な文化素養の普遍的な水準が向上せず格差が生じてしまった。教育部発行の『基礎教育課程改革綱要（試行）』では「義務教育段階の語文および美術課程中、写字教育に力をいれなければならない」と述べている。ここに、再び写字教育の重要性を強調する。現在、小中学校の写字教育の強化について以下の意見を提出し、小中学校の実際に関連させて、真剣に実行されることを望む[26]。

つまり、一九九八年に発行された『写字教学指導綱要』により、小学校において写字教育をおこなうようにされたが、すべての学校で適切に十分な写字教育がおこなわれるには至らなかったため、さらに写字教育を全国であまねく実施するように『写字教学的若干意見』が発布されたといえる。

『写字教学的若干意見』は、

（一）写字教育の目的と意義について十分に認識すること
（二）写字教育の要求について明確にすること

（三）各課程においてすべからく写字教育を重視すべきこと
（四）学生が漢字を書きやすい環境を設営すること、必要な条件を提供すること
（五）写字教育の評価を改善すること[27]

という構成で記述される。『写字教学的若干意見』は、『写字教学指導綱要』が全国の小中学校に浸透していないため発行されたものであるため、その目的や意義は、おおむね『写字教学指導綱要』に沿ったものになる。以下、示されている目的と意義について確認していきたい。

（一）写字教育の目的と意義について十分に認識すること

標準的で、正しく、整った漢字の写字は書面による交流の基礎を保証するのに有効であり、学生が語文およびその他の課程で学習するものであり、生涯にわたる学習する能力の基礎を形成するものである。祖国の文字を愛し、良好な写字習慣を養成し、習熟した写字技能を身につけ、ならびに初歩的な書法鑑賞能力を身につけることは、現代中国の国民が備えるべき基本的な素養であり、基礎教育課程の目標の一つである。

中国書法は漢字の表意性と造形芸術を融合したものであり、悠久の歴史があり、広く群衆が基礎をそなえているものであり、漢字写字の美学的価値は、国境や漢字文化圏という境界をも超越することができた。だから、写字教育は学生の心理や鑑賞能力や祖国の言語への熱愛や文化的理解を育てることができるのであり、すでに写字技能の向上に有益であり、学問と教養の増進に有益であるとされている。

現在、コンピューターの漢字のタイピング技術を身につけることを重視すると同時に、必ず小・中学生は漢字をきちんと書けなければならないことを継続して強調する。中華民族の優秀な文化を継承し発揚し、写字教育を強化しなければならず、写字教育を弱めてはならない[28]。

『写字教学的若干意見』によると、写字教育の意義は、

①標準的で正しく整った漢字を書くことにより写字技能が向上し、書面による交流の基礎を保証し、語文や他の教科を通じて生涯にわたる学習の基礎を形成でき、学問と教養の増進に有益であること。
②祖国の文字を愛し、きちんとした写字習慣を身につけ、習熟した写字技能を身につけ、書法鑑賞能力を身につけることにより、国民がそなえるべき基本的な素養を身につけられること。
③学生の情操、鑑賞能力、祖国の言語への熱愛や文化理解を育成できるものであること。

にあると述べられている。『写字教学指導綱要』で記述されている目標が、

①硬筆・毛筆による正確な写字
②漢字を愛する嗜好、良好な心理、鑑賞能力の育成
③真摯な学習態度、良好な人格の育成

の三点にあることはすでに述べた。『写字教学的若干意見』の内容は『写字教学指導綱要』と比べて、おおむね同じであると考えていいが、いくつかの差違が確認できる。まず、『写字教学指導綱要』で述べられている「③真摯な学習態度、良好な人格の育成」に類する記述が見られない。さらに、『写字教学指導綱要』の「②漢字を愛する嗜好の育成」に類する記述が『写字教学的若干意見』では強調されている。

たしかに、『写字教学指導綱要』でも、「識字教育の成果をしっかりとしたものにし、学生の祖国の言語を愛する嗜好を育成し」という記述は見られる。また、教育内容としても、「初めは学生に漢字の歴史や文化価値を紹介し、学生の祖国の文字を熱愛する情感を育成する」、「学生にわが国の書法に関係する話を紹介し、学生の漢字の構造の特徴と写字を認識し、漢字使用の過程で学生の写字に対する興味と審美能力を育成する」と祖国の文字を愛する心情の育成を教育の内容に挙げてはいる。ただ、『写字教学指導綱要』から『写字教学的若干意見』になり、その表現が高いレベルを要求する内容になっている。

では、どのように表現が高いレベルを要求する内容になっているのだろうか。『写字教学指導綱要』で示された、写字教育を通して「学生の祖国の言語を愛する嗜好を育成」するという表現が、『写字教学的若干意見』において「祖国の文字を熱愛し、良好な写字習慣を養成し、習熟した写字技能を身につけ、ならびに初歩的な書法鑑賞能力を身につけること」が「現代中国の国民が備えるべき基本的な素養」であると明記されるに至っている。さらに、「中国書法は漢字の表意性と造形芸術を融合したものであり、悠久の歴史があり、広く群衆が基礎を備えているものであり、漢字写字の美学的価値は、国境や漢字文化圏という境界をも超越することができた。だから、写字教育は学生の心理や鑑賞能力や祖国の言語への愛や文化的理解を育てることができる」と、中国書法は悠久の歴史があり、様々な境界を超越するものであるから、写字教育は祖国の言語への熱愛を育むことができるとする。

この写字教育と祖国の言語を繋げる考えは、『写字教学指導綱要』にも見られるものの、ここまでは強調されていない。また、『写字教学指導綱要』では、写字教育によって祖国の言語を愛する嗜好を教えることができ、また教えることが目標であると記述しているのに対し、『写字教学的若干意見』では、写字教育において祖国の文字を愛することが現代中国国民の基本的な素養であり、写字教育は祖国への言語への愛を育てることができる意義があるとする。さらには、「中華民族の優秀な文化を継承し発揚し、写字教育を強化しなければならず写字教育を弱めてはならない」とまで述べている。

写字教育と祖国の文字文化を愛することを強く結びつけ始めたことが、『写字教学指導綱要』から『写字教学的若干意見』への大きな変化であることといえる。これは、「祖国の文化を愛する心情を育てるために写字教育を強化する」という考えから、「祖国の文字を愛することは国民の基本的な素養であるから、写字教育を強化しなければいけない」という論理への転換であり、この違いは大きい。

三、『教育部関于中小学開展書法教育的意見』において示された書法教育の意義

では、次に、二〇一一年に発行された『書法教育的意見』で述べられている書法教育の意義について確認していきたい。

『書法教育的意見』は『規劃綱要』に基づき、素質教育の全面実施および中華民族の優秀な文化を継承し広めるため、小中学校での書法教育を推し進めるよう発行されたものである。内容としても、また北京師範大学出版社発行の『中小学書法教育指導綱要』に『書法教育的意見』が『指導綱要』とともに掲載されていることからも、ともに『規劃綱要』に基づき制定されていることからも、『書法教育的意見』は『指導綱要』の前身にあたるものであり『指導綱要』と一組で考えるべきであろう。

『書法教育的意見』の内容は次の通りである。

一、書法教育を推進することの重要な意義について十分認識すること

二、小中学校における書法教育の総体的要求

1．書法教育課開設の要求

2．書法教育への要求

三、書法教育を実施するための条件を保証すること[29]

この『書法教育的意見』は、中国の写字・書法教育を考えるうえで非常に重要な意味を持つ。なぜならば、『書法教育的意見』によって、これまで小中学校で「写字」と言われていたものが「書法」と言い替えられているからである。二〇一三年に発行された『指導綱要』でも「書法」と記述されている。

また、『書法教育的意見』においては書法の授業の開設が示されている。では書法という授業はどのような位置づけがされているのだろうか。『書法教育的意見』の該当部分を訳出して確認したい。訳出するに当たっては、中国人民共和国中央人民政府のホームページ[30]および『書法教育的実施与推広』[31]に掲載のものを用いた。

小中学校の主要な関係のある課程および活動を通して書法教育を推進する。義務教育段階の語文課程において、課程標準に照らした書法教育の推進を要求し、そのなかでも三年から六年生の語文課程

において、毎週一回の書法の授業を設置する。義務教育段階の美術や芸術の課程において、学科の特徴に合わせて多種多様な書法教育を推進する。普通科高等学校の語文などの適当な課程に書法と関係する選択科目を設置する。小中学校ではさらに総合実践活動や地方の特殊課程、学校の特殊課程において書法教育を推進する。[32]

『書法教育的意見』においては、書法の授業開設の要求が具体的に示されている。書法の授業開設の要求とは、小中学校の語文課程において、課程標準に照らし書法教育を推進することであり、小中学校の美術、芸術などの課程において、学科の特徴に合わせ様々なかたちで書法教育を実施し推進することである。具体的には、小学校三年から六年生の語文課程において、週一時間の書法の授業を設置することであり、小中学校の美術や芸術の課程において、学科の特徴に合わせて多種多様な書法教育を推進することである。そして、高等学校の語文などの適当な課程に書法と関連する選択科目を設置することである。また、小中学校においては、その他様々な課程においても、学校や地域の特色にあわせた書法教育の実践を要求している。

では、『書法教育的意見』において、書法教育の意義はどのように記述されているのだろうか。以下、確認したい。

一、書法教育を推進することの重要な意義について十分認識すること

書法は中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産であり、基礎教育の重要な内容である。書法教育を通して小中学生に写字の基本的技能の育成と書法芸術鑑賞を実施し、中華民族の優秀な文化を伝承し、愛国心を養う重要な手段である。学生の漢字写字能力を向上させ、審美嗜好を育み、情操を陶冶し、文化教養を高め、全面的な発展を促進する重要な動作である。

現在、情報技術の猛烈な発展がパソコン、携帯電話の普及に及ぶにともない、人々の交流の方法が学習方法にまで及び、いたるところで極めて大きな変化が発生し、小中学生の漢字写字能力がいたる

ところで低下しており、中華の優秀な文化の継承と拡大のために、国民の素質を高め、小中学校における書法教育の促進が必要である。[33]

書法教育の意義について、『書法教育的意見』では冒頭に書法は中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産であり、基礎教育の重要な内容であり、書法教育によって中華民族の優秀な文化である書法を伝承し、書法教育によって愛国心を養わなければいけないと示す。そこで『書法教育的意見』において、写字という呼称から書法という呼称が使われるようになる。その『書法教育的意見』では、写字技能の育成についてその重要性を十分に認めつつも、愛国主義教育の手段としての書法教育をおこなうという意図がさらに強くなっている。そして、『写字教学指導綱要』で示された「真摯な学習態度、良好な人格の育成」にあたる表現が『書法教育的意見』では見られない。『書法教育的意見』では、①写字の基本的な技能、鑑賞能力、情操、文化教養の育成、②文化伝承、愛国心を養う手段、という書法教育の意義を示している。

四、『中小学書法教育指導綱要』において示された目標

『指導綱要』は『書法教育的意見』とともに『規劃綱要』に基づき、素質教育の全面実施および中華民族の優秀な文化を継承し広めるために発行されたものである。『書法教育的意見』で理念を示し、『指導綱要』で具体例を示したともいえる。

『指導綱要』は教育部基礎教育課程教材専家工作委員会の審議により作成され、二〇一三年春より実施された。では、その目標はどのように記述されているのだろうか。先に述べたとおり、『指導綱要』は『書法教育的意見』と一組で考えるべきであり、その目標も『書法教育的意見』とほぼ同様といっていいが、『指導綱要』では簡潔に以下のようにまとめている。

二、目標と内容

（一）書法教育の全体的な目標と内容

1．漢字の硬筆、毛筆写字の基本的な技術を学習し身につけ、写字能力を高め、良好な写字習慣を育成する。

2．漢字と書法の魅力を感じ、情操を育成し、審美能力と文化品位を高める。

3．漢字への熱愛や書法学習への熱意を強く引き出し、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める。[34]

言い方は多少かわるものの『書法教育的意見』と大きな差異はない。やはり、書法教育の目標を、写字技術の習得、写字習慣、情操、審美能力、文化教養の育成と漢字への熱愛、文化の伝承、文化への自信や愛国心を高めることとする。

『写字教学指導綱要』では、写字教育により「祖国の言語を愛する嗜好を育成」すると表現され、『写字教学的若干意見』では、「祖国の文字を愛することが現代中国の国民が備えるべき基本的な素養であり、写字教育という手段によっておこなう」とされた。そして、『書法教育的意見』では、書法教育は「中華民族の優秀な文化である書法を伝承し、愛国心を養う重要な手段である」とされた。『指導綱要』では、書法教育によって、「漢字への熱愛や書法学習への熱意を強く引き出し、中華の優秀な伝統文化を重視し、文化への自信と愛国心をいっそう高める」と示された。文化の伝承、愛国心を養うことが写字教育において重視されるに当たり、「写字」という呼称から「書法」に替わった。言い方をかえれば、写字教育と祖国の文字文化を愛するという目標を強く結びつけることにより、写字から書法という広汎な内容を教育することができる概念にその呼称が変わった。つまり、それは写字という概念によっては文化の伝承や愛国心を育てる教育内容を包括することができず、書法というより広い概念を用いた教育内容によって授業をおこなっていく必要ができたということであろう。

第四章　『中華人民共和国憲法』『中華人民共和国教育法』『国家中長期教育改革和発展規劃綱要』と『中小学書法教育指導綱要』

最後に、これまで確認してきた愛国心、文化伝承の重視といった『指導綱要』の特徴について、『憲法』や『教育法』、『規劃綱要』における記述との共通点を確認していきたい。

一、『中華人民共和国憲法』に見られる記述

『指導綱要』によって、『指導綱要』以前の写字・書法教育の法規に比べ、文化の伝承や愛国心を育てる教育の手段としての側面を書法教育が持つようになったことはすでに確認した。では、中国での最高法規である『憲法』では、どのような教育に関する記述があるのか、簡単に確認したい。

なお、『憲法』を確認するにあたり、現代日本語訳は、仲田陽一訳[35]を用い、原文は、中華人民共和国中央人民政府ホームページ[36]および『中華人民共和国憲法注釈本』[37]によって確認した。『憲法』の教育についての条文は、「第一章　総則」[38]の第一九条、第二三条、第二四条、第四六条[39]がそれにあたる。ここでは関連する第二四条を見ていきたい。

第二四条

1．国家は、思想教育、道徳教育、文化教育及び規則・遵法教育の普及を通じて、都市と農村とを問わず諸分野の大衆の間での各種の目標や規則を定め実施することにより、社会主義精神文明の建設を強化する。

2．国家は、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛するという社会の公聴を推奨し、人民の間で愛国主義、集団主義、国家主義及び共産主義の教育を進め、弁証法的唯物論及び史的唯物論の教育を行い、資本主義、封建主義その他の腐敗した思想に反対する。[40]

『憲法』第二四条を確認すると、すでに確認した中国の写字・書法教育の特徴である思想教育、道徳教育、文化教育といった側面が憲法に見られる教育の目標であることがわかる。『憲法』はすべての法律の上位にあるが故に『指導綱要』も『憲法』に則した記述が見られるということであろう。また、愛国主義教育も憲法に規定された教育の方向性であると考えれば、『指導綱要』の愛国主義教育に関する記述も『憲法』に則した記述であるといえよう。

二、『中華人民共和国教育法』に見られる記述

次に教育法の母法でもあり、根本法ともいわれる『教育法』にどのような記述があるのか見ていきたい。なお、『教育法』を確認するにあたり、現代日本語訳は、篠原清昭の訳[41]を中心にし文部科学省ホームページ[42]掲載のものと比較して用い、原文は、中華人民共和国中央人民政府ホームページ[43]および『中華人民共和国教育法』[44]によって確認した。

では、「第一章　総則」の該当部分を確認したい。

> 第6条　国家は教育を受ける者に対し愛国主義、集団主義、社会主義の教育を進行させ、理想、道徳、紀律、法制、国防と民族団結の教育を進行させる。
>
> 第7条　教育は中華民族の優秀な歴史・文化・伝統を継承し、高揚し、人類文明が生んだ一切の優秀な成果を吸収しなければならない[45]。

『教育法』の該当箇所を見ると、愛国主義教育、集団主義教育、社会主義教育の推進とともに道徳教育、民族団結の教育を進行させると記載があることを指摘しておきたい。それとともに、教育は、中華民族の優秀な歴史・文化・伝統を継承し、高揚しなければならないとする。書法は、中華民族の優秀な歴史・文化・伝統であるとするならば、書法教育が当然、強く推進されていくべきであり、『指導綱要』により書法

教育を推進していく根拠となるであろう。

実際、『指導綱要』の通知部分には、「中華民族の優秀な文化を継承し広めるため」に『指導綱要』を制定したとあり、『指導綱要』序の部分には、「漢字と漢字を媒介とした中国書法は、中華民族文化の宝であり、人類文明の貴重な財産である」と記載されており、『教育法』からの強い影響であると考えられる。

三、『国家中長期教育改革和発展規劃綱要』に見られる記述

中国の教育行政においては、定期的に中期的な教育計画がたてられている。二〇一〇年に、『規劃綱要』が制定された。『規劃綱要』には、十年という期間での到達目標が掲げられ、分野ごと改善内容が指示される。二〇一三年に制定された『指導綱要』も、当然この『規劃綱要』に基づき制定されたと考えられる。『指導綱要』の教育部から各省、自治区、直轄市教育庁、新疆生産建設兵団教育局宛の通知部分には[46]、

> 『国家中長期教育改革和発展規劃綱要（二〇一〇―二〇二〇）』を貫徹するため、新しい時代に対応し、素質教育への要求に全面的に実施するため、中華民族の優秀な文化を継承し広めるため、我が教育部の専門家チームは研究をすすめ『中小学書法教育指導綱要』（以下『指導綱要』と称す）を制定し、教育部の基礎教育課程教材専家工作委員会の審議を経て、ここに発行する。二〇一三年春期より実施することを望む。

と見られる。『指導綱要』は『規劃綱要』に基づき発行されたと理解していいだろう。

『規劃綱要』の「第二章　戦略的目標と戦略的テーマ[47]」の「（四）戦略的テーマ[48]」を見ると、「愛国主義を中心にした民族精神と改革や創新を中心にした時代精神の教育を強化すること[49]」、「中華民族の優秀な文化伝統教育と革命伝統教育を強化すること[50]」、「心理健康教育を強化すること[51]」、「情操教育を強化し、学生の良好な審美趣向と人文素養を育成すること[52]」と、第一章で確認した『指導綱要』の特徴が『規劃綱要』の戦略的テーマに見られることを指摘しておきたい。つまり、『指導綱要』を中心とした書法教育の推進は国

家的教育戦略に則しておこなわれたものであるといえよう。

おわりに

本研究においては、『指導綱要』についてその目標と各学習段階における学習内容を整理し、日本の『学習指導要領』との比較をおこなった。そして、『指導綱要』と『憲法』、『教育法』、『規劃綱要』との関連を確認した。『課程標準』、『指導綱要』ともに『憲法』『教育法』『規劃綱要』に基づいた思想教育、文化教育、愛国主義教育としての側面があることを確認できた。また、中国の『指導綱要』では、『規劃綱要』のもと情操教育、審美教育も重視され、『指導綱要』は国家的教育戦略によっておこなわれているものであることが分かった。

さらに、一九九七年発行の『写字教学指導綱要』から、二〇〇二年発行の『写字教学的若干意見』、二〇一一年発行の『書法教育的意見』、二〇一三年発行の『指導綱要』に至る法規で示される目標の変遷を確認した。そのなかで、書法が中華民族の優秀な文化であると強く位置づけられていくようになり、文字文化を愛することが国民としての基本的素養であるとされ、書法教育は愛国心を養う重要な手段であるとされるようになってきたことが確認できた。その目標の変化のなかで、写字教育では、写字の概念上、教育内容が不足してしまうため、中華民族の伝統文化であり、愛国主義教育に適した教育内容をもつ書法という概念を持ち出し、小中学校にて書法教育をおこなうという方向づけがなされることになった。

また、『規劃綱要』の序言に、「中国の未来の発展、中華民族の偉大な復興は、人材により、その基礎は教育にある[53]」と述べられている。篠原清昭は、『教育法』第七条の注として、次のように述べている[54]。

近年、中学校ではカリキュラム上、従来の「政治課」を一部改正して国家教育委員会が編集した教科書を使用して、「民族常識課」を編成している傾向がある。全国的にも「中華民族」意識の啓蒙が叫ばれている。

『指導綱要』においても「中華民族」という言葉が散見され、書法を「中華民族の優秀な文化」と位置づけている。

中国は、五六の民族からなる多民族国家であり、その民族に「中華民族」という民族は存在せず、「中華民族」は一種の国家イデオロギーである。中国は「中華民族」という歴史的含みをもつ観念を政治において用い、国をまとめようとしているのではないか。そして、そのために中国は、「中華民族」という一種の民族イデオロギーを教育で教えることによって、目指すべき国家としての目標に向かっているのではないだろうか。

その「中華民族」の文化の最たるものが書法であり、『指導綱要』はその書法教育を強化するために制定されている。これは国家が目指す方向性と一致している。とするならば、この点からも今後、中国において書法教育はますます推進されていくとも考えられるではないだろうか。

〈注〉

（1）草津祐介、程俊英「中国大学学部における書法専攻設置の状況」（『東アジア書教育論叢』第三号、二〇一五年三月、東京学芸大学書道教育研究会）。

（2）『文以載道―中日書法文化論壇文集』（山西大学美術学院、二〇一五年八月）にて発表の「中日当代初等、中等写字・書法教育比較研究」をもとに改稿した。

（3）「初中」と省略していうことが多い。

（4）「高中」と省略していうことが多い。

（5）中華人民共和国教育部制定。人民教育出版社のＨＰ（http://www.pep.com.cn/xiaoyu/jiaoshi/tbjx/kbjd/kb2011）掲載のものを使用した。（二〇一五年八月八日閲覧）

（6）中華人民共和国教育部制定。北京師範大学出版社、二〇一三年六月発行の『中小学書法教育指導綱要』を底本とした。なお、現代日本語は、拙訳『東アジア書教育論叢』第三号（東京学芸大学書道教育研究会、二〇一五年三月）所収「中華人民共和国『中小学書法教育指導綱要』」を一部修正のうえ用いた。

（7）日本の『学習指導要領』は、『小学校学習指導要領』平成二〇年三月告示（文部科学省、二〇〇九年八月、東京書籍）、『中学校学習指導要領』平成二〇年三月告示（文部科学省、二〇〇八年八月、東山書房）、『高等学校学習指導要領』平成二一年三月告示（文部科学省、二〇〇九年九月、東山書房）を底本とした。

(8) 原文は「第二部分　課程目標与内容」。

(9) 原文は次の通り。

1. 在語文学習過程中，培養愛国主義、集体主義、社会主義思想道徳和健康的審美情趣，発展個性，培養創新精神和合作精神，逐歩形成積極的人生態度和正確的世界観、価値観。

2. 認識中華文化的豊厚博大，汲取民族文化知恵。関心当代文化生活，尊重多様文化，吸収人類優秀文化的営養，提高文化品位。

3. 培育熱愛祖国語言文字的情感，増強学習語文的自信心，養成良好的語文学習習慣，初歩掌握学習語文的基本方法。

4. 在発展語言能力的同時，発展思維能力，学習科学的思想方法，逐歩養成実事求是、崇尚真知的科学態度。

5. 能主動進行探究性学習，激発想象力和創造潜能，在実践中学習和運用語文。

6. 学会漢語拼音。能説普通話。認識三五〇〇個左右常用漢字。能正確工整地書写漢字，并有一定的速度。

(10) 原文は「二、目標与内容」。

(11) 原文は「（一）書法教育総体目標与内容」。

(12) 原文は次の通り。

1. 学習和掌握硬筆、毛筆書写漢字的基本技法，提高書写能力，養成良好的書写習慣。

2. 感受漢字和書法的魅力，陶冶性情，提高審美能力和文化品位。

3. 激発熱愛漢字、学習書法的熱情，珍視中華優秀伝統文化，増強文化自信与愛国情感。

(13) 日本の国語教育に相当する課程。

(14) 愛国主義教育については、武小燕著『改革開放後中国の愛国主義教育』（大学教育出版、二〇一三年一二月）に詳しい。

(15)『中小学書法教育指導綱要解読』教育部『中小学書法教育指導綱要』研制組、主編雷実、張鳳民、北京師範大学出版社、二〇一三年四月。

(16) 地域において学科教育の中核となる人物がつく役。

(17)『中華人民共和国教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、二〇〇一年一〇月。

(18)『中華人民共和国教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、二〇〇一年一〇月。

(19)『中華人民共和国教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、二〇〇一年一〇月。

(20)「中国における写字教育・書法教育の目標の変遷について」（『立教新座中学校・高等学校研究紀要』第四十三集、二〇一四年三月）掲載のものを修正し掲載した。

(21)『学科教育』一九九七年第九期、《学科教育》編輯部主編、国家教委基礎教育司北京師範大学編輯出版学科教育編輯委員会主弁。

(22) 原文は「写字是小学生応具備的一項重要的語文基本功。写字教学是小学語文教学的重要組成部分。搞好写字教学，対学生的学習和今后的工作都有重要作用」。

(23) 原文は次の通り。

一、教学目的和要求

二、教学内容提要
三、教学原則和応注意的問題
四、各年級教学内容和要求
　六年制小学各年級教学内容和要求
　五年制小学各年級教学内容和要求
附録
一、選字挙例
二、漢字部首名称表（小学適用）
三、漢字筆画名称表
四、写字筆順規則表

(24)『学科教育』一九九七年第九期、《学科教育》編輯部主編、国家教委基礎教育司北京師範大学編輯出版学科教育編輯委員会主弁。

(25) 原文は次の通り。

一、教学目的和要求

小学写字教学的目的：使学生会写鉛筆字和鋼筆字，学習写毛筆字，培養学生正確書写漢字的能力；鞏固識字教学的成果，培養学生熱愛祖国語言文字的情感；陶冶情操，培養審美能力；養成認真細心的学習態度和良好的意志品格。

写字教学的要求：使学生養成正確的写字姿勢，掌握執筆、運筆方法，在識字教学的基礎上進一歩了解漢字筆画、偏旁、結構的特点，初歩掌握漢字的書写方法，逐歩做到鉛筆字、鋼筆字写得正確、端正、整潔，行款整斉，有一定的速度。要重視毛筆字的教学，加強書写訓練，使学生従描紅、做影到臨帖，逐歩做到毛筆字写得匀称，紙面干浄。要重視培養学生的写字興趣和審美能力。要重視培養学生認真写字和愛惜写字用具的習慣。

(26) 原文は次の通り。

一九九八年教育部《九年義務教育全日制小学写字教学指導綱要（試用）》発布実施以来，各地普遍加強了小学階段的写字教学。但是，也有一些地方和学校的写字教学没有得到応有的重視，不利于学生基本文化素養的普遍提高。教育部《基礎教育課程改革綱要（試行）》特別指出：〝在義務教育階段的語文、美術課中要加強写字教学〟，再次強調了写字教学的重要性。現就中小学加強写字教学提出以下意見，請結合中小学教学実際，認真貫徹執行。

(27) 原文は次の通り。

（一）充分認識写字教学的目的和意義
（二）明確写字教学的要求
（三）各門課程都応重視写字教学
（四）為学生写好漢字創設環境，提供必要条件
（五）改進写字教学評価

(28) 原文は次の通り。

（一）充分認識写字教学的目的和意義

規範、端正、整潔地書写漢字是有効進行書面交流的基本保証，是学生学習語文和其他課程，形成終身学習能力的基礎；熱愛祖国文字，養成良好的写字習慣，具備熟練的写字技能，併有初歩的書法欣賞能力是現代中国公民応有的基本素養，也是基礎教育課程的目標之一。

中国書法将漢字的表意功能和造型藝術融為一体，有着悠久的暦史和広汎的群衆基礎，漢字書写的美学価値得到了超越国界和超越漢字使用範囲的承認。因此，写字教学可以陶冶学生情感、培養審美能力和増強対祖国語言文字的熱愛和文化的理解，既有利于写字技能的提高，也有利于増進学識修養。

当前，在重視学生掌握計算机漢字輸人技術的同時，必須継続強調中小学生写好漢字。継承和弘揚中華民族優秀文化，写字教学応該加強，不応削弱。

（29）原文は次の通り。

一、充分認識開展書法教育的重要意義

二、中小学書法教育的総体要求

1. 開設書法課的要求

2. 書法教学的要求

三、為落実書法教育提供条件保障

（30）http://www.gov.cn/zwgk/2011-08/26/content_1933295.htm（二〇一五年八月八日閲覧）

（31）『書法教育的実施与推広』李再湘編著、湖南師範大学出版社、二〇一三年六月。

（32）原文は次の通り。

中小学校主要通過有関課程及活動開展書法教育。在義務教育階段語文課程中，要按照課程標准要求開展書法教育，其中三至六年級的語文課程中，毎周安排一課時的書法課。在義務教育階段美術、芸術等課程中，要結合学科特点開展形式多様的書法教育。普通高中在語文等相応課程中設置与書法有関的選修課程。中小学校還可在綜合実践活動、地方課程、校本課程中開展書法教育。

（33）原文は次の通り。

一、充分認識開展書法教育的重要意義

書法是中華民族的文化瑰宝，是人類文明的宝貴財富，是基礎教育的重要内容。通過書法教育対中小学生進行書写基本技能的培養和書法藝術欣賞，是伝承中華民族優秀文化，培養愛国情懐的重要途径；是提高学生漢字書写能力，培養審美情趣，陶冶情操，提高文化修養，促進全面発展的重要挙措。

当前，随着信息技術的迅猛発展以及電脳、手机的普及，人們的交流方式以及学習方式都発生了極大的変化，中小学生的漢字書写能力有所削弱，為継承与弘揚中華優秀文化，提高国民素質，有必要在中小学加強書法教育。

（34）原文は次の通り。

二、目標与内容

（一）書法教育総体目標与内容。

1. 学習和掌握硬筆、毛筆書写漢字的基本技法，提高書写能力，養成良好的書写習慣。
2. 感受漢字和書法的魅力，陶冶性情，提高審美能力和文化品位。
3. 激発熱愛漢字、学習書法的熱情，珍視中華優秀伝統文化，増強文化自信与愛国情感。

(35)『知られざる中国の教育改革』仲田陽一著、かもがわ出版、二〇一四年一一月。
(36) http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62714.htm（二〇一五年八月一八日閲覧）
(37)『中華人民共和国憲法注釈本』法律出版社、二〇一一年五月。
(38) 原文は「総綱」。
(39) 第四六条のみ第二章にある。
(40) 原文は次の通り。

第二十四条
国家通過普及理想教育、道徳教育、文化教育、紀律和法制教育，通過在城郷不同範囲的群衆中制定和執行各種守則、公約，加強社会主義精神文明的建設。
国家提倡愛祖国、愛人民、愛労動、愛科学、愛社会主義的公徳，在人民中進行愛国主義、集体主義和国際主義、共産主義的教育，進行辨証唯物主義和歴史唯物主義的教育，反対資本主義的、封建主義的和其他的腐朽思想。

(41)『中華人民共和国教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、二〇〇一年一〇月。
(42) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm（二〇一五年八月一八日閲覧）
(43) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm（二〇一五年八月一八日閲覧）
(44)『中華人民共和国教育法』中国法制出版社、一九九八年二月。
(45) 原文は次の通り。

第六条　国家在受教育者中進行愛国主義、集体主義、社会主義的教育，進行理想、道徳、紀律、法制、国防和民族団結的教育。
第七条　教育応当継承和弘揚中華民族優秀的歴史文化伝統，吸収人類文明発展的一切優秀成果。

(46) 原文は次の通り。

為貫徹《国家中長期教育改革和発展規劃綱要（二〇一〇—二〇二〇年）》，適応新時期全面実施素質教育的要求，継承与弘揚中華民族優秀文化，我部組織専家研究制定了《中小学書法教育指導綱要》（以下簡称《指導綱要》），経教育部基礎教育課程教材専家工作委員会審議，現印発給你們，請于二〇一三年春季開始執行。

(47) 原文は「第二章　戦略目標和戦略主題」。
(48) 原文は「（四）戦略主題」。
(49) 原文は「加強以愛国主義為核心的民族精神和以改革創新為核心的時代精神教育」。
(50) 原文は「加強中華民族優秀文化伝統教育和革命伝統教育」。
(51) 原文は「加強心理健康教育」。
(52) 原文は「加強美育，培養学生良好的審美情趣和人文素養」。

(53) 原文は「中国未来発展、中華民族偉大復興，関鍵靠人才，基礎在教育」。
(54)『中華人民共和国教育法に関する研究』篠原清昭著、九州大学出版会、二〇〇一年一〇月。

本論文中の図版の一部は、web 上からの無断転載のおそれを勘案し、これを不掲載とした。該当部分に載録の詳細図版については、国立国会図書館等に収蔵される本学術研究助成成果論文集にて参照いただきたい。
（注：公益財団法人日本習字教育 財団学術研究助成運営委員会　事務局）